# 平成28年白老町議会財政健全化に関する調査特別委員会会議録

平成28年 9月26日 (月曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 4時 2分

### 〇会議に付した事件

- 1. 白老町財政健全化プラン見直しに関する調査
- (1) 財政健全化プランに係る重点事項の状況について
- ①港湾事業
- ②第三セクター等改革推進債
- ③事務事業
- ④補助金
- 2. 次回開催について

### 〇出席委員(12名)

委員長小西秀延君 副委員長 及 川 保 君 委 員 山 田 和 子 員 吉 谷 一 孝 君 委 君 員 広 地 紀 彰 君 委 委 員 吉 田 和 子 君 委 員 氏 家 裕 治 君 委 員 森 哲 也 君 委 員 大 渕 紀 夫 君 委 員 本 間 広 朗 君 委 員 西 田 祐 子 君 委 員 松 田 謙 吾 君 委 員前田博之君 議 長 山 本 浩 平 君

### ○欠席委員(なし)

# ○説明のため出席した者の職氏名

町 長 戸 田 安 彦 君 副 町 長 古俣博之 君 長 岩城達己君 副 町 大 黒 克 財 政 課 長 己 君 総 務 課 長 岡村幸 男 君 上下水道課長 工藤智 君 寿 港湾室長 赤城雅 君 也 富 川 英 財政課主幹 君 孝 淳 君 上下水道課主幹 庄 司 財政課主事 鈴木 哲 君

# 〇職務のため出席した事務局職員

事務局長南 光男君

主 査 増 田 宏 仁 君

# ◎開会の宣告

**○委員長(小西秀延君)** ただいまより、白老町財政健全化に関する調査特別委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

○委員長(小西秀延君) 本日の委員会の日程についてであります。

白老町財政健全化プラン見直しに関して、財政健全化の重点事項9項目のうち、本日はレジメに記載のとおり、1番目財政健全化プランに係る重点事項の状況についてということで、1点目が港湾事業、2点目が第三セクター等改革推進債、3点目が事務事業、4点目が補助金、5点目が公共下水道ということになっております。

最初に、重点事項ごとに担当課からの説明を受け、質疑を行うこととします。

町側の説明に関し疑問の点がありましたら確認願います。その後、重点事項5項目の質疑終結後、町側との質疑を基に委員相互間での討議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) ご異議なしと認めます。

それでは、財政健全化に関する調査を行います。

事前に配布されています資料に基づき、まず1点目港湾事業について、担当課からの説明を 求めます。

大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克己君)** 改めましておはようございます。今回の健全化に関する調査特別委員会の議題でございますが、前回、1回目として8月4日に特別委員会を開催させていただき、ご説明をさせていただきましたが、その中で今後の進め方としまして、重点事項の検証、それから重点事項の方向性をお示しして、委員会での議論をさせていただきたいということでお示ししてございました。

このたびにつきましては9項目のうち、本日はこの記載のとおり、5項目について、十分議論をさせていただきたいというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。

説明につきましては資料に沿いまして、冨川主幹のほうから説明をさせますのでよろしくお 願いいたします。

- 〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。
- **○財政課主幹(冨川英孝君)** おはようございます。私のほうから資料の説明させていただきたいと思いますが、座っての説明になりますのでよろしくお願いいたします。

まず最初、項目ごとに切ってというようなご案内でございますので、港湾事業につきまして ご説明させていただきたいと思います。 1ページ目をごらんいただきたいと思います。 1. 港湾事業ということで、プランにつきましては (1)、(2) の中に説明がございます。

港湾事業につきましては、事業計画期間を延長し、単年度事業費を縮小します。

それでこの内容については、地方港湾白老港はというようなことで記載がありますけれども、 これはプランに記載ということで割愛させていただきたいというふうに思っております。

それで(3)現在までの状況ということでございます。現在までプランの起債に基づきまして、事業計画期間の延長ということを実現し、単年度事業費の縮小を実現してきたというようなことになってございます。

その結果、表の中になりますけれども、平成 26 年度、これにつきましては管理者負担金が 1,824 万円の減、27 年度につきましては 2,545 万 5,000 円の減、28 年度も現在のところ 3,424 万 5,000 円の減ということで、単年度事業のほうにつきましては、負担額が減少しているというようなことが、こちらの表からも読み取っていただけるのかというふうに思ってございます。 そういった中では下の米印の中に記載しておりますけれども、現在、過疎地域の指定受けてございますので、本来この管理者負担金につきましては、公共事業債ということで起債が 90%というようなところで、残りの 10%は町の一般財源を充てていたというふうになってございますが、現在は全て過疎対策事業債 100%起債をしておりますので、一般財源を充てるということはなく、事業費、管理者負担金全額、原則として 10 万円単位となりますけれども、ほぼ全額を過疎対策事業債で賄っているというような状況になってございます。

そういった中で、(4) 今後の課題と展望ということで、港湾事業に関しましては、プランに基づいて事業期間の延長、単年度事業費の縮小を図ったところでありますけれども、一方では、この結果ということになりますけれども、国の事業費が当初想定よりも抑制されるというような状況になってございます。この結果、港湾整備の完了年度につきましては、大幅に延長されるという見込みになっておりますので、今後は原則としては現状のまま、こういった取り組みを進めてまいりたいというようなことで考えてございます。

それから現状では、この点については個別の課題のところも多少含んで説明させていただきますが、荷役施設等の整備については、行う見込みというのがございませんけれども、常に上屋施設等の利活用に向けた継続な取り組みが必要な状況にはありますので、今後もそういった部分も取り組みは進めてまいりたいということで、参考までに港湾整備事業特別会計の今後の収支見込み、記載させていただいております。

港湾事業につきましては、簡単ではありますが、以上のとおりとさせていただきたいと思います。

**〇委員長(小西秀延君)** ただいま説明がありましたが、この件について質疑がありましたらどうぞ。

6番、氏家裕治委員。

○委員(氏家裕治君) 6番、氏家です。今の説明である程度は理解しましたけれども、国の

事業費が当初想定されたよりも抑制されて、港湾整備の完了年度が大幅に遅れるという今お話でした。ということはその辺をもっと具体的にちょっとお話をしていただければと思います。

- 〇委員長(小西秀延君) 赤城港湾室長。
- ○港湾室長(赤城雅也君) 今のご質問にお答えします。今の予定でいきますと、27 年度で事業費が 55%の充当、28 年度が 40%ということで、要求よりもこれぐらい下がっておりまして、それで計算していきますと、6年間プラスになるのではないかと。今後6年間という計算になっております。ただ、途中で事業費がふえたりすればまた変わってくると思いますが、現行でいくということでおります。
- **〇委員長(小西秀延君)** 6番、氏家裕治委員。
- **〇委員(氏家裕治君)** 6番、氏家です。今後6年間ということは、今のままでいけば34年完成という形で認識してよろしいのかどうか、確認します。
- 〇委員長(小西秀延君) 赤城港湾室長。
- **○港湾室長(赤城雅也君)** 32年プラス6年ということで38年になります。今の計画では32年までですので、それが6年ふえるようになります。大分遅くなると思います。
- **〇委員長(小西秀延君)** 6番、氏家裕治委員。
- ○委員(氏家裕治君) 6番、氏家です。今までもいろいろな議論の中で、この財政化プランに盛り込んだときには、戸田町長もよく地方というか、都市部に行って、こういった港を活用してもらうためのそういった営業活動をしてこられたと思うのですけれども、やはり静穏度が問題になっていましたね。ということは、私たちも当初からのいろいろな議論の中で、そういった課題があるのであれば早くそういったものを解決して、そして生きる港にしてもらいたいということをずっと言ってきたと思うのですけれども、国の事情もあるのでしょうけれども、これから6年、プランからまた6年かかるということは、私はこの港というのはもう使い道のないものになってくるのではないかと、こう考えざるを得ないのです。果たしてそこまで、あくまでまだまだこれからいろいろな議論の中で進めていくのでしょうけれども、そういった計画で港はいいのだろうかと思ってしまうのですけれども、戸田町長その辺については、このプラン、私は32年で完成すると思っていました。32年でこの静穏度が解消され、そして本格的な営業活動ができるのだと思っていましたけれども、それから6年ということは、私はほぼこの港はもう使い道がないといわれているような気がしてならないのだけれども、その辺についての考え方をちょっとお伺いしておきたいと思います。
- 〇委員長(小西秀延君) 戸田町長。
- **〇町長(戸田安彦君)** 今の氏家委員のご質問なのですが、確かに年度が 38 年まで延びるということは、静穏度はまともな静穏度になるには延びるというのは事実なので、一刻もポートセールスをしている中では静穏度の向上というのは、大きな課題であるのは認識しているのですが、一方その財政の問題になると、町の財政が圧迫している一つの原因でもありますので、財政健全化プランを立てたときに国にも要望して少し延ばしたという事実と、今現実的に大型船

が使っていないので、国との協議の中ではこのお話がまとまってきた段階でまた要望を出しながら、工事を早めていきましょうという話もしているところでありますし、今のままでもポートセールスは行って、完成しなくても入ってくるような、全く入れないわけではないので、今の状態を続けていきたいというふうには思っています。港のことを考えると一刻も早く完成したほうがいいと思うのですが、この辺はちょっと財政とのバランスを考えて、今こういうような現状になっているということであります。

**〇委員長(小西秀延君)** 4番、広地紀彰委員。

○委員(広地紀彰君) 4番、広地です。ちょっと関連あるのでここで質問させていただきたいと思います。港湾事業についての説明は理解できました。それでまず、この結果として予算づけこのようになされているという部分は十分に理解できましたが、これはざっくり計算したところですけれども、26年度で約7割、70%程度ですね。27年度は55%、28年度は40%ということで、6年という、あくまで計算上だと思います。それは理解できているのですけども、これを見ると経過的にはどんどん予算づけが、事業費が縮小されているというような事業の中で、本当に6年というその目途でいけるのかどうかと、関連して、開発局等との議論、どういった経緯で、このように予算も半額以下というのはちょっと正直28年度は私も大きなショックを受けて見たのですけれども、これはどういう議論があって、このような形としてなったのかどうかについて、お聞きします。

○委員長(小西秀延君) 赤城港湾室長。

○港湾室長(赤城雅也君) 国に対しての要求としましては、この健全化プランどおりの要求をしてまいりましたが、やはり供用開始してしまったということで、その整備に対するちょっとやはり弱さがあると。ほかの道内の地方港湾もありますし、その他の全国規模でも考えなければならないとは思うのですが、相当やはり26年以前は白老港にお金が入ってきておりました。ただ、やはりできたのであれば、もっともっとお金をつけてやってくださいというような強みが薄れているというのですか、そういうこともあると思っております。ただ、要求はしております。それもやはり若干でも、少しでも早くやってもらうようには要請していきたいと思っていますし、そういう考えではおります。

**〇委員長(小西秀延君)** 4番、広地紀彰委員。

○委員(広地紀彰君) 4番、広地です。もちろん町側の立場としての今の答弁はわかりました。本当にわずかでも1カ月でも早く完成を目指すという町側の立場は十分に理解できるのですけれども、今後の方向性の中で、例えば大型客船の導入も可能であるということで、例えば象徴空間との関連性も踏まえながら利活用を何としても進めていきたいというようなお話もいただいていました。それで、これは議会の中でもこの健全化プランの議論の中でも、400万円程度西外防波堤のほうの整備のほう予算を今まで4年間で完成するところを7年に延長したりして単年度の事業費を抑制していくという考え方の中でも、もうオリンピックも終わってしまうと完成までに、これで本当に大丈夫なのかというような議論が交わされたと思うのです。実

際に、事業主体者との協議の中でこのような結論になったと思うのですけれども、今後の方向性に影響ないのかと。特に今後さまざまな白老港を取り巻いている他港湾や関連機関との連携の中で、さまざまな利活用を、恐らく担当としても町としてもいろいろなことを考えてきたと思うのです。このあたり影響ないのかどうかについて。

- 〇委員長(小西秀延君) 赤城港湾室長。
- ○港湾室長(赤城雅也君) 西外防波堤でいいますと、あと残り70メートルでございます。その70メートルがその静穏度にはやはり影響はするのですが、静穏度のパーセンテージ的にはもう大分大きくなってきていますので、利用の頻度としましては十分なところまではいっていると思います。ただ、計算上の静穏度までは達していないということであります。利用には問題ないとは思いますが、ただポートセールスにはやはりちょっと弱みが出てくると思います。それは否めないと思います。
- ○委員長(小西秀延君) 4番、広地紀彰委員。
- **〇委員(広地紀彰君)** 4番、広地です。ポートセールスのこの議論の中でも積極的に働きか けをしていると、具体的な訪問件数も資料いただいています。その中でやはり静穏度が気にな るということで、静穏度が十分に高まった段階でだったら協議に応じるという事業者もいると いうような報告をいただいています。これは、もちろんそれは事業主体者に対してのきちんと した町としての要望はやっているとは思うのですけれども、実際に影響、大体の、9割ぐらい ですか、恐らく今ちょっと細かい数字はいりません。ただ、恐らくですけども、あれから若干 事業進捗していることを考えれば9割ぐらいなのかということで、それで利用できない港では ないというのはわかっているのですけども、これはやはり象徴空間にかかわってどうしても必 要だと。この整備がどうしても必要だという部分が、恐らく強く打ち出されていかないと、他 とのバランスの問題も含めて、もっともしかして事業費削減されるのではないかと、正直6年 で本当に大丈夫かと。その完成をきちんと目標を定めていかないと、恐らく利用可能までに数 年間かかりますね、事業者さんとの協議。それも考えていくと、恐らく計算上で6年だとわか ります。私もそういうふうに計算しましたので。ただ、本当に厳しい形で、何としても例えば もうこのときにまで必要だと、こういう計画もこういう事業者もいると、具体的な、象徴空間 にも関連することですから、そういった政策的に、もう町の政策的にこういうことがどうして も必要なのだということをきちんと強く持って打ち出していくべきだと思いますが。
- ○委員長(小西秀延君) 赤城港湾室長。
- **〇港湾室長(赤城雅也君)** 国の要望も年に1回ございまして、そのとき町長も出席いただいて、白老町の意見としていろいろ要望はしております。また、来年もございますので、そのときにも強く要請はしていきたいと思っております。
- **〇委員長(小西秀延君)** 8番、大渕紀夫委員。
- **〇委員(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。ここにも書かれていますけれども、利用者側との協議が整うまで港湾管理者として整備は行わないというふうに書いています。それで、日本製紙

との現在の協議状況、本当に可能性があるのかどうか。これは何度も議論になっていて、私は工場長の談話等々を含めて見たときに可能性はほとんどないのではないかという指摘も何度もしてきました。本当にこれは協議して、第3商港区使うという状況が残っているのかどうか。まずこの点、どのような協議状況になっているか。ここに書いているように重点事項の状況についてということですから、ここのところはまず一つ詳しくお願いします。それから、第3商港区の現在の使用状況、そして可能な貨物取扱量、これがどういうふうになっているか。本当にこれは私も議会で何度も取り上げていますけれども、実際に費用対効果でいえば、町側も費用対効果が非常に薄い、ないというふうに認めざるを得ないという形の中でそういうふうな答弁もいただいています。そういう状況で今答弁あったように、これからまた6年間延びるということというのは一体どういうことなのかと。これは町民含めて全部が持つ疑問なのです。ですから、そこはもうちょっとやはりこの問題をこの健全化プランで議論する場合はそこをきちんと明確にして取り組まないと、単なる6年間延びます、だからいいですというようなことにはならないと思うのですけれども、その点。

# 〇委員長(小西秀延君) 赤城港湾室長。

**○港湾室長(赤城雅也君)** 日本製紙とは年に数回お会いして、現在の状況だとか、考え方とかというお話をさせていただいていますが、次の4カ年計画に向けての白老港の利用というものに対しての要請をしております。

利用状況でございますが、ことし 28 年の 9 月 24 日までの利用状況で 135 隻の利用がありまして、そのうち今まで使えなかった 5,000 トン以上の船が 22 隻入っております。これは昨年、27 年 1 年間が 121 隻です。もうそれの実績を上回っております。あと大型船が 20 隻、年間 20 隻入っていたものが、今もう 9 月 24 日現在で 22 隻の利用をしております。貨物量も 9 月 24 日までで 28 万 8,000 トンの利用がございまして、昨年 27 年 1 年間で 28 万 6,000 トンですが、もうその 1 年間の実績を上回る利用をしております。取扱量ですが、まだまだ利用はできます。また、弾薬等ということも問い合わせもきておりますし、新たな貨物の利用も問い合わせはございます。

# 〇委員長(小西秀延君) 8番、大渕紀夫委員。

**○委員(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。日本製紙との関係はもうちょっと詳しく、理事者含めてどういう考え方で、どういう交渉をしているのか。会社はみんな行っているでしょう。町長も、ほかの会社にも行っているわけです。日本製紙にだけに行っているわけではないでしょう。会社訪問というのは、ここに工場があるわけだから常識の範囲です。だから、具体的に港を利用するようなことでどんな話がされて、いつから利用するといわなくても、実際にこういう形で利用したいとか、こういう施設をつくってくれとか、実際あるのかどうか。今の答弁だったら何も具体的ではないでしょう。会社訪問はみんなしているのです。ナチュラルサイエンスさんみんな行っているでしょう。それは同じことでしょう。だから、第3商港区で本当に利用するのならどういうふうにやるのかということをきちんとしているのですか。それと、その

使用状況だけど、トータルの貨物量というのは100万トンちょっとなのです。ずっと同じなの です。第2商港区で使おうが、第3商港区で使おうが、第1商港区で使おうが同じなのです。 これが、第3商港区が使えるようになったから 150 万トンになった、200 万トンになったとい うのならそれは話は違います。だから今の状況というのは、年間100万トンだから、10万トン ぐらいの増減しかないのです。それを第2商港区で降ろしたから、第3商港区で降ろしたから、 第3商港区多く使ったということにはならないでしょう。だから、本当にそういうところをき ちんと町民にわかるように説明しないと、議会にもです。私はこれは私の趣旨とは違ったかも しれないけども、前の前の議員が質問したように、これはやっていいのかとなるでしょう、こ のまま続けていいのですかと。当然です。だって、自由に使える起債の額のトップ港湾です。 それだけ皆さんこの間 1,000 万円の道路だとか、プレミアム商品券にお金を回さなければ町民 が疲弊しているという状況なのです。それで1番多く起債を借りているのはここです。減った といっても。そういうところをどう考えているのか。あとの議論はあとでしますから、どう考 えているかということを明らかにしないとだめです。それが町の今回のプランの見直しのとき の基本です。こういう状況だということもあるかもしれないけれども。だから、総取扱貨物量 がどれだけなのか。300何十万トンという当初の、1番最初の基本構想のそれだけ取り扱えら れるとしたら、今は100万トンなのだから。本当に工事を継続してもいいのかどうかというふ うになぜならないのかというあたりが私は疑問なので、そこのところが質疑の中できちんと納 得できるように、日本製紙はこういう形で、4次計画なら4次の計画でもいいです。その中で、 向こうからこちらへ移す考え方が若干でもあるとか、そういうのがあればいいです。そういう のがなくてただ会社訪問しているだけだったら何も同じでしょう。ポートセールスも何だって。 そこら辺をもうちょっときちんと明確に答弁してください。

# 〇委員長(小西秀延君) 赤城港湾室長。

○港湾室長(赤城雅也君) 今、大渕委員のご意見ですが、日本製紙とはお話はしていますが、 具体的な話というのは今現在はありません。ただそれに向かってお話を進めていきたいと思っております。あと、貨物量のお話ですが、315万トンというのはやはりチップを扱ってこその貨物量となっております。現在、扱っていない状況でならないのではないかというのは、そのとおりでございます。ただ若干でも貨物量はふえる状況にはあります。

#### ○委員長(小西秀延君) 8番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) 8番大渕です。ここは担当者を責めるのは酷なのです。私は担当者は何も責任あるわけではないのだから、町がどう考えて、日本製紙にどう対応しているかということなのです。上屋の問題もそうです。90%使うというのを70%でも、それは使っていないからしょうがないですと。だけど当初の考え方では90%お金を払うからつくってくれということだったのでしょう。そういうことをきちんと相手に言わないで、何かただ引き延ばしてもしかしたらできるのではないか、だけど今の答弁では具体的なことは何もないということです。これはどうするのですか。そのことは一日も早く解決したほうがいいから私は言っているのです。

それは当然、開港したらそうなります。船が入られるということですから。当たり前です。だから、そういうことすら見通さないでこの港湾事業をやってきたのということなのです。そういう反省をどうしているのですかと。日本製紙はどうやっているのですか。例えば観光船が入る。それは1年間に1隻ぐらい入ってこれでどうなるのですか。ポートセールスというのは考え方が違うのです。本当にポートセールスをやるのだったら日本製紙が使ってもらうことをやらなければだめです。だって、50億円もかけてチップヤードのことまで言ったのでしょう。ないということは、はっきり言えばもう使わないということでしょう。だから、そういうことははっきりして政策転換をするのなら、しないとだめですということを言っているのです。そこら辺を何度も何度も今までも聞いてきているのです、政策転換のことでも。それに対して具体的に町側の取り組みがないでしょう。本当にしつこいけども起債のトップはこの事業です。本当に町民のためならこれをやめて、道路インフラ整備をやればいいのです。使っていないのだから。使っているけども、ほかのところで代用できるのだから。だから、やはりそこら辺がプランの見直しで港の問題では私は焦点だし1番大切な部分だというふうに考えているのですけれども、ここはやはり理事者の考え方をきちんと聞かせてください。

### 〇委員長(小西秀延君) 戸田町長。

○町長(戸田安彦君) これは何回も議論をしている中で、これはもうはっきりするのだったらもう使わないという政策転換になるかもしれません。ただ、日本製紙との協議をずっと続けているのは、やはり可能性を、第3商港区をつくっている白老町として日本製紙との第3商港区の利用の可能性を残したまま今協議を進めていますので、今はっきりするというのだったら、やはり非常に難しいというのが答えですが、その難しい面を今室蘭とか苫小牧からきているものをきちんと白老港を使ってもらうようにこちらの体制も整えていかなければならないというのがこちらの言い分であって、日本製紙はやはり会社でありますので利益をどこで取るかというのが焦点になってきますので、当初、第3商港区を建設中にやはり白老港の利用の考え方もありましたが、いろいろなその社会情勢の中で今現在に至っていますので、白老町としてはこのまま継続して、その可能性を大きくしていくというのが今白老町の姿勢でありますので、今、日本製紙の今までの協議をあきらめて政策転換するということではなく、静穏度に向けてきちんと建設をしながらポートセールスを続けていくということが白老町の考えであります。

#### 〇委員長(小西秀延君) 8番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) それは今までの答弁と同じなのです。ということは、先ほどの答弁で町長もわかっているように具体的な交渉が何もないのです。1年間も2年間も3年間も。それは、ひょっとしたら使うかもしれません。完成してできたと、はい使いませんと言ったらそれで終わりなのです。そういうことを言っているのです。今、白老町が町民が財政健全化でどれだけ苦労しているか。本当にそういう中で、具体的にこういう話をしているというのならまだ100歩譲って、私との政策的な考え方の違いがあったとしても、具体的に話をしているというのなら100歩譲っていいです。だけども具体的な話もない中で、これだったら早い話がただ引

っ張っているだけでしょう。町民の皆さんがわかったらどうしますか。これを事実としてこういうことがわかったら。実際に日本製紙の工場長がほとんど使わないと同じような判断の新聞報道を昨年か、一昨年のお正月にしたでしょう。そういう中で、では具体的にどうなのだと、それも相手に、まさかそれを言ったからといってここを撤退するなんてことはないわけだから、私はやはりそういうことがないから、この財政健全化もうまくいかないし、きちんとならないのです。私はやはりそれで具体的な話が少しでもあるのならいいです。何もないことでここへきているというのは単なる引き延ばしなのではないですか。そう思わざるを得ないでしょう。これは誰が判断してもそうです。

### 〇委員長(小西秀延君) 戸田町長。

**○町長(戸田安彦君)** 結果的に結びついていないものですから、そういう形でちょっと説明 不足なのかもしれませんが、協議内容を全て公表する、相手方もいるので詳しくは説明できませんが、具体的にというのはどこまで具体的というのはちょっと難しいところではありますが、 やはり白老町に白老の港を使ってもらうということは、ある程度その数字をきちんと日本製紙 のほうで押さえた中で会社に利益があるので白老港を使えるという形が理想だと思いますので、 それに向けて白老町も努力をしている最中でありますので、引き延ばしというか、これは今の 現段階では時間をかけて交渉していくしかないというふうに考えています。

### **〇委員長(小西秀延君)** 12番、松田謙吾委員。

**〇委員(松田謙吾君)** どんな議論をしようが、私は戸田町長が町長に就任したときに、この 港をどう思うのだと、つくってよかったかといったら、つくってよかったと言いましたね。戸 田町長は私の質問に対してそう言ったのです。なぜこういう議論がいつもこうなるかといった ら、例えば東京の築地市場、今いろいろテレビで見ている。新しいところ豊洲といいましたか、 あれの責任は誰だと今、小池都知事がなったら、あの豊洲市場の空間をつくったのは誰なのだ と、これを明らかにすると言っています。こういうことを戸田町長がきちんと町長になったと きに、誰が何のためにこの港をつくったのだと、いろいろ議事録見ているでしょう。そして誰 がこの港をつくって、どんな経済効果がある。白老の経済を下支えする、大きな経済効果があ るといってつくったのです。そうつくったものだと戸田町長は聞いていますね。そして就任し た2年目に日本製紙は使わないと言ったのです。議事録をよく見てください。日本製紙がこの 港を使うと一言も言っていないのだから。一言も言っていません。私は 16 年間の議事録を全部 見たけども、言っていないし、使うと言っていると言っていないのです。私も港湾審議会の会 長やりました。14 年やりました。そのとき私は港をつくるべきだと言いました。つくるべきだ と、つくってもいいと言いました。それはつくってくれと大昭和製紙側からきたのです。名前 は初瀬さんというのだけども、審議会にいつも初瀬さんが出てきて、そして見野前町長は大昭 和製紙出身の町長です。私が審議会長です。それで、初瀬さんという部長が来て、まだ合併す る前です、直前です。もう絶対つくってくれと、それで見野前町長はつくりましょうと、私も 審議会長だから、私はつくったらまちがだめになるけれども、私は専用埠頭につくるべきだと

いってきたのです。日本製紙の専用埠頭です。要は受益者負担で、これならつくってもいいで しょうという、私は賛成なのです。そうしたら、今は全部、専用埠頭も何も使わないというの だから。そんなことは戸田町長が町長になった時点で、町長になってみたらこの港が何のため につくったのだというのから町長が考えて、議会にきちんと答弁していると、町長もうちょっ と、これは誰がつくったのだと、私がつくったのではないといえるのです、誰の責任だと。と ころが町長もそこでかじをきってしまったのです。この港は正しいのだと、必要なのだと。そ ういった以上、町長責任あるのです。首をかけるぐらいの責任があるのです。この港は将来的 に、私は先ほど 5,000 トンの船が何隻入ったとか、28 万トン入ったとかいっているけども、大 渕委員言ったとおり、100 万トンからふえていないのです。5,000 トンの船が入って 180 万トン だったら、これはいい港だとみんな評価するのです。今、このプランの中でも1億6,565万7,000 円、32年までまだ投資するといっているのです。そうであれば、これもいいのです。だけど、 鉄鋼スラグもなくなって、私は1番、今心配しているのは、白老の港そのものが存続しなくな ります。今、砂がなくなるから。あと10年か、15年、どんなに頑張っても15年砂はもちませ ん。このとき第2商港区も必要なくなるのです。なります、絶対なります。ですからこの辺を 考えて、そんな小手先ばかりの話ではなく、日本製紙なんかはもうあきらめてください。いく ら言ってもきません。苫小牧で専用埠頭があってくるわけがないでしょう。石炭埠頭があって。 こんなところに 150 億円も 100 億円もかけるはずがないのです。だから、戸田町長があの将来 の港を日本製紙抜きでどういうふうな港にするのだと。10年後にどういう港をするのだと。こ ういう計画をきちんと頭にもって港づくりをしないと、あの港は必要だと言った以上、それが 町長の責任なのです。どうですか、この5年後、10年後、20年後、あの港をどうしますか。き ちんと説明してください。

# 〇委員長(小西秀延君) 戸田町長。

○町長(戸田安彦君) 第3商港区を利用するのに日本製紙の可能性を今、可能性が少ないですけど、その可能性に向かっているのと同時に、第3商港区をいかに利用してもらうかというのは実際多方面に動いています。ただ、現実的には利用されていないので、今のような議論になるのですが、それを今言われたように計画づくりをしなければならないというお話はそうだと思うのですが、その計画がより具体的な計画でなければならないと思いますので、計画の策定の前の段階だと今は思っております。計画をつくるときにはある程度やはり道筋がなければならないので、今は計画というよりはいろいろな可能性を探りながら営業活動をしていますので、そこには国も民間の企業も入っております。それを一日でも早く実現するために動くというのが今の姿勢でありますので、松田委員おっしゃるとおり、今は使っていない状況なので、町民の説明も含めてなかなか難しいところがありますが、やはりもうここまで9割以上できていると私も思っていますので、この港をいかに利用してもらうかというのは、多方面に向かって今、動いている最中でありますので、今の段階ではこれ以上の説明がちょっとできないということです。

# **〇委員長(小西秀延君)** 12 番、松田謙吾委員。

**〇委員(松田謙吾君)** 町長、今 9 割ぐらいできたというけども、もう 100%できたのです。 あれは完成したのです。ただ静穏度、もう少し静穏度を高めようというのが、今たしか32年ま でのやっているのだけども、私は静穏度を高めるとか何とかというのは、これは無駄金です。 要は使うときにやり始めてもいいのです。国が今、それに気づいたというか、国も少しずつ先 延ばしするというのは、単純に言うと、今使っていないのに何にするのだということなのです、 簡単な言葉で言うと。ですから私はやはりもう日本製紙と協議なんかはやめなさい。そして新 たにあの港を生かすのであれば、どうやってあの港をつくるか、どうやって使っていくか、5 年後、10年後。ここのことを真剣に考える時期がきたのではないですか。そんないつまでも日 本製紙が使うとか、使わないとか、協議をするとか、そんなうそはやめなさい。はっきり言う けど、そういううそは。そんなうそはやめなさい。真実はやはり10年後、20年後、どうして 使っていくかと、ここに切りかえなさい。例えば昔よく言った、大滝から向こうの野菜を持っ てきて、ここから積むとか、そんなうそでもいいから、そのほうがずっと気が利いています。 日本製紙と協議をやるといううそはもうやめてください。こんなものは私は一切信用していま せんから。日本製紙が本当に企業としてあの港を使って経済効果を生むのだったら、向こうか ら頭を下げてくるのです。町長、民間だってそうでしょう。民間感覚というのはそういうもの なのです。利益があれば向こうからくるのです。なぜこちらから行かなければないのですか。 あんな立派な港をつくって。ですからもうそれをあきらめて、新たな港をどうするか。こうい うことを将来に向けた港の利用方法ですね。そして先ほども言ったけども、もう砂は私は15 年もたないと思っています。それはポツポツはもつだろう。だけどもう現実ないのです。だか ら、これもないし、むしろあの港を余分なお金をかけるのなら、それこそ漁業者のためにもう ちょっと利用しやすいような港を今から考えるとか、そしてもうこの議論は、あと 10 年も借金 返せばこの議論もなくなるのです。だけども、それだけ町民に迷惑かけたのだけども、それよ りも漁業者とか、利用方法をもう少し考えたり、そういう新たな港の方向性をもう決める時期 が私はきていると思うのだけども、そう思いませんか。

#### 〇委員長(小西秀延君) 戸田町長。

○町長(戸田安彦君) おっしゃるとおりというか、うそではないということでまずは答弁したいと思います。いろいろな関係者、北海道だけではなくて地方港湾をつくってきた策定の中で、利用している利用されていない、当初の目的どおりいっていないというのはたくさんありますので、私もこの立場になってからいろいろな関係者からお話を聞くことがあります。日本製紙とのやりとりは、こちらがもうやめるといえば向こうからくるまで、今松田委員おっしゃるとおりなのですが、やはり可能性が残っているうちは協議を続けていきたいというのが本心であります。その協議はやはりなくなればその話がなくなってしまいますので、この辺は日本製紙のほうも十分認識した中で協議をさせていただいていますので、これは継続していきたいというふうに考えております。それと、それとは別な計画というのはこちらでも考えていない

わけではなく動いていますので、これはもうちょっと表に出せるような時期が来ればはっきりと議員の皆様にお知らせをしたいと思いますし、今後もそれを続けていきたい。そのときには協力もしていただきたいというふうに思いますので、これはもうちょっと表に出るまではまだ水面下のことでありますので、今のところはご理解をいただきたいと思います。

**〇委員長(小西秀延君)** 12 番、松田謙吾委員。

○委員(松田謙吾君) 私は簡単に言うと、先ほど新たな方向性というけども、例えばプレジャーボートとか、ああいうのを、第1商港区、第2商港区を漁港としながら、ああいうボートを使うことも一つだし、先般函館方面から、室蘭の岬と岬を結んだ新たな航路もつくっているでしょう。そういうことも一つの考えだし、函館から白老もいいだろうし、だからそういう新たな、1万トンの船ではなく。そういうことも、先ほど象徴空間の話があったけれども、象徴空間に向けて函館からここに連れてくるとか、私が言っているのはそういうことも、やるのだったらもうそういう時期ではないですか。私が言っているのはそういうことなのです。もう日本製紙の嘘はやめなさい。日本製紙はうそは言っていません。これはまちがうそを言っているのです。ずっとうそです。もう全部見抜かれてばかくさいから私は言わないだけです。そんなことで、新たな将来に向けた港の利用方法を考えたほうがいいと思うのです。みんなの意見もありますから。

〇委員長(小西秀延君) 戸田町長。

**〇町長(戸田安彦君)** 新たな港の活用は、漁業者も含めてなのですが、実際やっていないわけではなくて、いろんな可能性を今探って国のほうにも要望しているのは事実であります。それが具体的に形として今あらわれていないところでありますので、この辺第3商港区の要望と合わせて、漁港区、第1商港区、第2商港区も合わせて要望しておりますので、その辺ももうちょっと具体的になったらお示しができるというふうに思っております。

○委員長(小西秀延君) ほか、ございませんか。

13番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 今の政策議論されましたので、私もそう思います。その部分については私も以前、飴谷前町長と第3商港区については一般質問で大いに議論していますので会議録読んでいただければわかると思いますので、同僚議員がいろいろ話されましたのでその部分については質問しませんけども、事務的なお話をまず何点かお聞きします。

それでまず、8月4日の特別委員会を開いたときに、私はこのプランの見直しの部分で、見直しの基本方針で(2)本来行政運営の回帰等適切な行政サービスを提供すると、回帰とは何だと、元に戻るのかということを言ったときに、担当のほうではこの考え方を次回答弁しますと言っていますので、この回帰の考え方、そういうふうにして、きょう文章配っていませんから、どういうふうに整理されたのかということです。

それと、きょうの重点事項の状況について入りますけれども、まず1ページの現在までの状況について、数字的なこともありましたけども、これは25年3月、3年間延長するとき私は延

長しないで一気にやってしまえと、こう言ったのです。だけど財政負担を小さくするために延ばすと、3年間で上げるといったのが、また6年間、これは言葉は悪いけれども先送りしてしまったのです。これは町長は3年でやりますと言ったのです。今までの答弁もありますけども、何か国が補助金つかないから延ばすと言っているけども、本来そうではなくて町長が3年でやるといったら、政治的な姿勢からも国のほうにいって補助金を獲得して、本来は32年で完成しなければいけないと私は思います。ただ国からといって、まして6年です。そうすると大型船だって静穏度でなかなか入ってこれなくなってくると思います。いろいろな問題が生じていると思います。その部分は答弁いりませんけども。まずその1点、なぜ6年も延長されてしまったのか。町長は3年で32年で終わると言ったのです。

そして、もう一つです。33 年度以降、6 年間、財政計画どういうふうに考えますか。ここをさもさも過疎債で100%充当になる、多分交付税で措置できますといっても、交付税は現実に落ちてきているのだから。そういう言葉を、これまで港も使って失敗してきているのだから、そういう言葉を私は使ってはいけないと思っていますから、生で言わないと。そういう部分について、今言ったように3年でやるといったのが、何で6年に延長したのか。国の補助金が少なくなったという理由は別です、政策的に。

それともう一つは、6年間の先送りした財政計画はどういうふうにするのかということです。 それと、(4)今後の課題と展望についての、次の港湾機能施設整備事業特別会計の収支見込み、 この一般会計の繰入金の部分、25年3月のプランを見ても、この表が出ていないのですけども、 もとの数字と比較したいのだけれども、どこを見ればまずわかるのかということと、もう一つ、 上屋使用料とのこれは兼ね合いが出てくると思いますけども、ここで上屋使用料の収支状況が 出ていないから、前回の計画どおり進むと思うのです。その辺これはどうなっているのか。収 支見込みの表が、25年3月にやったときの表がどこに載っていて、どういう数字に変わってい るのか、そういう部分です。

# 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) まず、回帰という、前回ご説明した言葉の関係ですけども、8月4日のこの委員会での議論の中で、最後に古俣副町長のほうから意味合いについてはこういうことだということでご説明をしましたけど、誤解を与えるような使い方であれば、それは見直していきたいというご答弁をしたと思いますけども、今回この言葉は使わないような形で計画のほうには盛り込んでいきたいというふうには考えております。この言葉は、適切ではないということで、この言葉は使いません。それと、まず先ほどご説明いたしました、6年間延長するという部分については、当初の重点項目の中ではやはり事業期間を延長して事業費を縮小しますというところが取り組み方針としてうたってございますので、6年間今後延びるという形の中での収支見通しを組まざるを得ないというふうに考えております。それから、その交付税のお話がございましたけれども、今回お示しした中では過疎債を充てているという状況でご説明してございますが、これからの収支見通しの考え方として、実際過疎債を入れたら7割が交

付税措置だとかというような考えがもちろんあるのですけども、その部分を見込んで収支見通しは立てないというふうには考えております。ということは、今前田委員がおっしゃったように、確かに当初見込んだとしても、おそらく32年までは大丈夫だと思うのですけども、それが国の方針で例えば5割になるとかということも、あるいは過疎指定を外れるということも今後想定されることもあるかと思いますので、そういった部分に影響されないような形で、もちろん港湾の部分の起債は収支見通しが含みますけども、その裏みたいな交付税措置という部分については考慮しないで計算をしたいというふうに考えてございます。それから、最後の港湾施設の上屋の収支状況でございますが、実は今回、あくまでも重点事項に関する議論ということで今回港湾事業がメインでございましたので、この港湾事業を延長して単年度事業を縮小しますということに対する状況と、それから今後の方針ということでちょっとご説明をさせていただきたいというふうに考えておりましたので、あくまでもこの上屋会計の部分については、参考までにちょっと載せさせていただいたということで、そこまでの今後の一般会計からの繰り入れ等の収支見通しについては、ちょっとまだ整理できていないという現状でございます。

# ○委員長(小西秀延君) 13番、前田博之委員。

**〇委員(前田博之君)** そうしたら忘れたら困るから先に、この港湾機能の整備事業特別会計 の収支見込み、この繰入金を3,000万円から3,500万円、これは新たにあえて記載したという ことですか。前回のプログラムには、プログラムでは一般会計繰入れいくら見ているのだと、 それによって増減しているのかどうかということを聞いているのです。それを比較しようと思 ったら、多分前回載っていないはずなのです。だからこれは新たに載せて、新たにこういう負 担を今回頭出しして認めてもらうという言い方なのか。前回からはどこに隠れていたのか、も し見ていればです。当然、上屋使用料は変わっていないのだから、上屋使用料とこの歳入歳出 関係して差額で繰出金になってくると思うのです。そういう根拠がないのです。ただ資料とし て出したというけども。それを今後きちんと数字を出すのか。参考資料でこのまま出されて議 会に説明したと終わったら、これは今までもずっと議論されているのだから、これは大きな問 題なのです。まして収入が落ちるから町で見ますという前提になっているのだから、それをき ちんと整理しなければいけないということで、そうであればもう1回整理するという。それと 私が言ったのは、当然今の過疎債のものの考え方、交付税の考え方はわかりました。ただ、私 が言っているのは6年延長した32年以降、財政計画が、全部過疎債で見るかわからないのだけ れども、どういうような形でいくのということです。これは健全化プランきれてしまいますか ら。本来は先ほど言ったように、もう1回聞くけども、答弁ありませんけども、あのときに財 政を少しでも緩やかにするために一般財源の負担を少なくするために3年間延ばしてください と、そして3年間つくりましたといったのです。そうですね。同じことを言うけども、こうい う問題が議論されているのだから私は早くやれと言ったのです。だけどまた6年延びるのだけ ど、そのただ財政負担が云々だと今大黒財政課長が言ったけども、そうではなくて、政策的に なぜ6年も、先ほども議論されたけども、明確に出ているのだから、なぜそうしたのかという

ことです。財政負担もかねて。そういう部分です。あの回帰については、言葉ではなくて、も しかしたらこの6ページの文章を文言を変えて差しかえするのか。きちんと正確にしておかな いと、ただ言葉だけではずっと残ります。今、使わないと言ったのだから。そういうことです。

〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

**〇財政課長(大黒克己君)** まず最初にご質問のありました、上屋会計の港湾機能施設会計の 関係につきましては、ちょっと先ほどの答弁とダブりますけども、参考までにということで載 せさせていただいたのですけども、実際、この一般会計繰入金のこの積算の中で、今後上屋収 支がどうなっているのかという部分もきちんと示した中で、次回もうちょっと詳しい収支見通 しをお示ししたいというふうに思います。それから、先にすいません回帰という言葉につきま しては、今この回帰という言葉をどのように言いかえるのかという部分については、すいませ んちょっと答えを持ち合わせてございませんが、この見直し基本方針という中におきましては、 ちょっとこの(2)の言葉を精査して、これにつきましても次回の特別委員会の中で、このよ うな考え方でということでお示ししたいというふうに思います。それから、収支見通しの関係 でございますが、当初、3年延長してということの中で議論をさせていただいて、そのような 32 年で終了するという見通しを立てた中でプランのほうもつくり込みをしたということでご ざいますけども、結果といたしまして、先ほど松田委員のほうからのお話にもありましたとお り、首長の交渉の中でやはりこちらの想定、計画していた額よりも事業費が縮小されたという、 これは実際事実で、結果でございますので、今後の方向性につきましては先ほど町長からご答 弁したとおりでございますが、やはりその部分についてもあくまでも今後の見込みというか、 可能性という部分もありますけども、必ず3年で32年までということも申し上げられませんの で、今現状この3年間、このような状況になったということを踏まえて、やはり6年間、今後 延長せざるを得ないという、ちょっと下のラインといいますか、まだまだ最終的には 32 年以降 も負担金が生ずるであろうという計画の中で収支見通しを立てていきたいというふうに考えて おります。

**〇委員長(小西秀延君)** 13番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) それでは確認しておきますけども、2ページの港湾施設整備事業特別会計の収支見込みの一般会計繰入金は25年3月は、これの財政プランには載っていないということですね。そしてこれも今言ったように、上屋使用料も合わせて数字も変わってくるということで、これは新たな財政負担になってくるという部分で整理されるということでいいですか。

**〇委員長(小西秀延君)** 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克己君)** これは、今後の収支見込みということで、新たな試算をした上での表ということで、次回までにもうちょっと詳しい資料を出させていただきたいというふうに思います。載ってございません。

○委員長(小西秀延君) ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時 3分

# 再開 午前11時15分

○委員長(小西秀延君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き、港湾について質疑を続行いたします。

5番、吉田和子委員。

○委員(吉田和子君) 5番、吉田です。基本的なことも含めて何点かお伺いしたいと思いま す。港のほうの関係の事業費と管理者負担金の分の事業計画期間の延長、これは私たちは氏家 委員共々延ばさないで、それでやってしまって船が入りやすいようにすべきだと、安心して船 が入れる道筋をつけないとポートセールスをしてもだめではないかということで、私たちは期 間を延ばすべきではないといったほうなものですから、ちょっと質問したいと思うのですけれ ども、延長はしたけれども単年度事業費の縮小を実現しましたと書いてありますけども、これ は実現したのではなくて、実現せざるを得なかったということではないかというふうに私は思 うのです。国の出す部分が少なくなった分工事が縮小されるから、町の、管理者の持ち出し分 が少なくなったのだろうと。これから 29 年から 32 年までの、一応、今までと同じように要求 はしていくということだから、金額としてはこの金額をあくまでも事業の計画として載せてい くのかどうなのか。その6年後のことは前田委員が質問しましたのでよろしいですけども、こ ういう金額がここに載ってしまうということは、ほかのほうのプランの何かやりたいといった ときに、これが引っかかりというか、限度額があったら圧縮されたものを広げたいとか、そう いったときに影響しないかどうなのか。過疎債を使うということですから、その辺の違いがあ るのかどうなのかが1点。それからもう一つは、現状では荷役施設等の整備は凍結するという ふうにありました。私はこれを読んだときに、第3商港区、白老町の港というのは、日本製紙 だけのものなのかとちょっと考えたのです。というのは、今いろいろなことが言われています。 港の使い方、先ほど松田委員がおっしゃったように、私もそう思うのです。ですから、いろい ろな貨物も今入ってきているというお話がありました。そういった貨物が入ってきたときに、 チップヤードとかそういうのは日本製紙がやらなければ必要ないですけれども、ほかの貨物を 入れるのにクレーン車だとか、桟橋だとか、観光船を入れる。そういったものの整備というの は凍結というか、準備しなくていいのか。これから先、そういったものを入れていく、そうい ったものを森から白老にもし観光船が入るようなったら、そういったことも今後将来的なそう いうものもありますので、必要ないのかどうなのか。私は日本製紙だけのものではなくて、必 要最低限の荷役整備というのは必要にならないのかというのが1点思いました。それと私が議 員になった当時にあの港ができて、第2商港区もできて、砂がすごく出ていて北海道で1位、 2位を争う荷役をしてものを出荷しているのだというお話があって、砂が中心だというお話が あったときに、私は単純な質問で白老町は穴だらけになるのですねという話をしたことあるの です。そして砂というのは限度がないのですかと、いつまで掘っても掘っても何十年たっても 出せるものなのですかと質問をしたことがあったのです。そうしたら大丈夫だとそのときは言

っていたのですけども、今、松田委員がおっしゃったように 15 年たったらなくなるというお話には何も答弁がありませんでしたけれども、本当に白老町として今後の港のあり方の中でやはり大きな位置を占めていると思うのです、砂の位置というのは。これが本当に継続的に 10 年、20 年というふうにいろいろな形で継続できるものなのか。そこら辺まで考えられているのか。その点について伺いたいと思います。

# 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克己君)** 1点目の今後の、29年度以降の計画ということでございますが、この件につきましてはここに記載のとおり、29年度以降の事業費を要望してまいるという考えでございます。そういった中で、過疎債を使っているということでの起債の上限額の影響ということでございますが、実際問題として過疎債別枠ということでは考えてございません。あくまでも起債ということで、特段過疎債を使う、使わないということかかわりなしに、あくまでも起債上限額の限度内で事業を設定していくという格好になろうかというふうに思います。

#### 〇委員長(小西秀延君) 赤城港湾室長。

○港湾室長(赤城雅也君) チップヤード以外の港湾整備は必要ないのかというご質問なのですが、現在もクレーン車を持ってきて、それでクレーンでコンテナのほうを上げている現状であります。なので特別観光船が入ってきたから何か整備をしなければならないかということもありません。ただ、フェリーがもし入港するとなれば、それは施設が必要となります。フェリーというのは定期ですので、相当なお金がかかりますし、室蘭みたいな形にもなると思います。やはりコンテナ船も常時来るのであれば、苫小牧のようなガントリークレーンというか、設置したクレーンが必要となりますが、現状では、今、先ほどお話ししたクレーン車、トラックでクレーンの作業ができるものがあれば十分でございます。あと砂の限度ですが、松田委員も15年ぐらいではないかというお話ですが、私が砂屋さん等にポートセールスというか、企業訪問してお話しを聞くと、5年分は確保できると。砂屋さんとしては5年先分ぐらいは確保するのだと。それがまた近くなればまた5年分ぐらいをどこかで見つけるというふうなやり方をしていっていますというふうなご返事はいただいています。それが15年でもうなくなるかとか、15年前になくなる、それはちょっといえる状況ではないです。

#### **〇委員長(小西秀延君**) 5番、吉田和子委員。

○委員(吉田和子君) 国に事業費として要求していくというのはわかるのですが、これはあくまでも要求してきた分に対してやっていくということですので、要求額を下げるという考えはないということでいいのですね。今、どっちみち入ってこないのだったら要求を下げて管理者の負担分を下げたらほかのほうに回せるのではないかと単純に考えたのですけども、そういうことにはならないのか。あくまでもやってみて初めて縮小しましたという形にしかならないのか。ほかの事業いろいろなことで縮小していますね。そういったことから考えると、こういったものの羅列というか、系列で計上していくことでプラン見直しの際にまた同じような形で計上していくことがいいのかどうなのかというふうに思いました。それと港の整備のことなの

ですが、今の町で考えている荷役施設の整備というのはあくまでも日本製紙のためのチップが入るようになったときのための整備だけというふうに考えて凍結というふうに考えられているということですね。これから港の使い道に関して必要なもの、こういったこととか、新たなものは今のところは考えられなくて、今のある入っている中では必要ないし、今後もその日本製紙が決まらないうちは、そういう整備は一切必要ないのだというふうに捉えていいのかどうなのかということが1点です。それから砂の件なのですが、砂を出すのは砂屋さんだと思うのですが、やはり町は港を使ってもらっているというか、港の一つの出荷量としてそれだけ確保できているというのは、港のやはり大きな役割としてあると思うのです。ただ、砂屋さんの状況でいいのか、町として、一体そういうものがいつまで継続して使えるのかというのをきちんとした見積もりというか、考え方というか、いつまで白老町では維持できるのだといったものというのは町として持たなくていいのですか。あくまでも砂屋さんの考えで砂屋さんがやっていって、砂屋さんが出荷していって、その量がこれだけですという形でいいのかどうなのか、その点伺いたいと思います。

- 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。
- **○財政課長(大黒克己君)** 1点目の要求額の増減の話でご質問でございますけども、やはりこれまでの状況を踏まえますと、要求額満額つくという状況にはなりませんけども、ただ、今後国の考え方も含めましてどのように展開するか、これはまだわからない状況でございますので、あくまでもここに記載の要求額どおりに要求をしていって、結果としてそれが下がった場合は限度額の部分でほかの事業にまわすというようなことも柔軟に考えていきたいというふうには考えてございます。
- 〇委員長(小西秀延君) 赤城港湾室長。
- ○港湾室長(赤城雅也君) 施設が必要ないかということなのですけども、現状では必要ありません。岸壁と今の状況で十分利用できます。ただ、先ほど申したようにフェリーなんかがきた場合には状況は変わってきますけども。あと町としての砂の量を把握しなくていいのかということなのですが、それはちょっと難しいお話です。やはりそれのためには砂屋さんのお話を聞いて情報収集する以外にはないと思います。
- ○委員長(小西秀延君) ほか、ございますか。

3番、吉谷一孝委員。

○委員(吉谷一孝君) 3番、吉谷です。今お話聞いていたのですけども、今の状況で使えるか使えないかは、それはやり方によって使えるのは十分理解しているのです。ポートセールスをやって、どうやって今よりいかに輸出入を多くするかということがこれからの課題なのであって、日本製紙のことも、それは交渉最中だから、それはわかるのですが、先の見えないことに対して、どの段階でどういうふうにするか。逆に言うと、どういった施設を設けることによってふえるのかということを想定してポートセールスをしていかないと先が全く見えてこないと思うのです。逆に言うと、そういうポートセールスの仕方をしないと、アプローチの仕方を

しないと使ってもらう企業に対して何のセールスポイントでもないと思うのです。だからそういったことを行政として、いつの段階でそういうふうなことを考えながらポートセールスをするとか、やるとかという方向性を出すべきだと思うのですけども、その辺の考え方についてちょっと教えてください。

- 〇委員長(小西秀延君) 赤城港湾室長。
- ○港湾室長(赤城雅也君) 今より利用されるようにポートセールスするのはもうもちろんでございます。それとその考え方なのですが、もしも大きな企業さんで使いたいと、後ろの臨港の用地も使いたい、だけどそのときは使っていただくという考えにはなると思います。だからそのポートセールスの結果如何ではやはり港の利用状況もどんどん変わってはいくと思います。そういうふうなポートセールスをしようと思っております。
- **〇委員長(小西秀延君)** 3番、吉谷一孝委員。
- ○委員(吉谷一孝君) この議論、全てが交渉最中なので中身が見えないのです。だから、やっているのかやっていないのか、進んでいるのか進んでいないのかという議論でずっと終始していてなかなか先が見えてこないので、ある意味こう何か行政として目的、目標をどういった形でやるとかというのを、それが結果としてうまくいけばそれはいいのですけども、いかなくてもどういった方向に持っていくのかという方向性だけでも出していかないと、町民もそうですし、我々もどう進んでいるのか、何をやっているのか、どうやったらいっているのか議論のしようというか、方向性が見えてこないと思うのですけども、その辺について行政はどういうふうに考えているのかと思うのです。
- 〇委員長(小西秀延君) 赤城港湾室長。
- ○港湾室長(赤城雅也君) 大変難しい質問なのですが、内容なのですが、やはり相手もあることで表に出てしまったら全てが終わってしまうということもございます。ですから慎重にお話は進めております。ただその目的、どうなのでしょう、お示ししたいことはもうやまやまなのですが。ただ、言えるときになれば、やはりもうそれは当然なのですが、その交渉過程というのはやはりちょっと控えさせていただきたいと思います。
- 〇委員長(小西秀延君) 11番、西田祐子委員。
- ○委員(西田祐子君) 先ほどの吉田委員への答弁のところでちょっと疑問に思ったのでお伺いしたいのですけども、砂の量を調査することは非常に難しいと、業者の方から情報を得るしかないというふうにいっていますけれども、でも実際に白老の今第2商港区を利用しているほとんどの船というのは砂だと思うのです。これを出荷しているわけなのですけれども、これ出荷できなくなってしまったら港としての利用価値がなくなってしまうのであれば非常に重大なことなのだから、難しいとかという問題ではなくて、きちんと白老町として調査すべきだと私は思うのです。それをしないで第3商港区何でつくっているのか。町民は今日本製紙も使ってもらえない、砂があるのだといっているからそうかと思っているのに、その砂でさえもいつまであるのかも町が調査していない、そういう不安定な状況の中で第3商港区を建設していくと

いう意味が全く理解できないと思うのです。やはりきちんとこれだけの量があるから、将来的にこういう状況がありますと、少なくてもこういう状況があるのだからつくっていきたいのだと、継続していきたいのだというものがなければ何の意味がないと思うのです。正直言って29年から32年までの間に、これで見ると管理者負担として白老町が出さなければいけない金額が2億3,476万5,000円。この表で見ると、こういうふうになっていますね。これがのびるかのびないかは別として、これだけの金額を使っていながら、この港ができたときに砂がありませんと、先ほど吉田委員も言っていましたけども、そういう状況になっていったらおかしい、まずそこのところをきちんと考えていただきたいと思います。

2点目に、この工事をすることによって、漁協と取り決めされた航路というのがありますね。 船が通る道とか、それから工事しているところとか、白老の1番目の事業の一つとしてやはり 漁業関係の方々が水揚げ量を確保していくということが大事なことになってきますので、この 第3商港区をいつまでもだらだらと工事することによっての、これは漁業者への負担というか、 海を、海域を広く使えなくなってしまう、そういうような害はないのかどうなのか、その辺を 説明していただきたいと思います。

# 〇委員長(小西秀延君) 赤城港湾室長。

○港湾室長(赤城雅也君) 西田委員おっしゃるのもわかるのです。ただやはり砂の量を把握するというのはちょっと大変で、民地にありまして、実際その民地が下にある砂を使うのかどうなのか、売ってくれるのかどうなのかもありますし、その辺はちょっと難しいお話だと。漁業の関係者との航路の関係ということですが、港湾の工事で今やっている工事において漁業者の影響というのはありません。西埠頭だとその周辺でやっていますので航路を隔てるということはありませんし、当然航路を隔ててしまうと商船も入ってこられませんので、そういうことは一切やっておりません。そのような工事の仕方をしておりません。ただやはり何だかの漁業者にはご迷惑はかけているとは思いますので、その辺はやはり気をつけて工事を進めていかなければならないとは思っております。

# **〇委員長(小西秀延君)** 11 番、西田祐子委員。

○委員(西田祐子君) 私は民地だからどうのこうのではないと思うのです。私が言っているのはそういうことではないのです。売っている砂の量を全体でいくらという話ではなくて、白老町内で実際に白老の港から出せる量がどうのこうのというのは、それはもう1段階先の話であって、まず白老町内全体にどれだけ砂の埋蔵量があって、そして取れる可能性のある民地も含めて、一体どの程度あるのかと、その程度の把握はきちんとすべきではないかという意味です。そしてその中から実際に業者の方々がどこの砂を買って採掘するのか、掘削するのか、それは事業者さんが考えることですけども、白老町全体で一体どれだけの量があるのかということをきちんと考えていかなければいけないのではないかと思うのです。それともう一つ、その砂の量のことのほかに、今白老町で使われている砂というのは一体どういうところに、どのような利用のされ方をされているのか。やはり昔は随分白老町の砂というのはいろいろな使われ

方をしましたけども、今は中国とかそういうところの砂とまぜて使っているという話もありますし、やはりこの砂の価値というものもきちんと検証していかなければいけないのではないかと思うから私は調査すべきではないかというふうに申し上げたつもりです。

2点目の漁組との取り決めでどうのこうのといっていることではなくて、私は白老の第3商 港区も含めた白老の海域ありますね。これは全体の中でやはり、先ほど松田委員が言っていま したけども、やはり新しい形の方向性というものをきちんと考えていくのであれば、そういう ことも含めた中できちんと考えていってほしいということなのです。ただ迷惑をかけていると かそういう話ではないのです。新たな海の使い方、港の使い方というものも含めて、きちんと 改めて考えて、今まで取り組みしたからもういいのだと、漁業権もう放棄したからもう違うの だと、そういう形ではなく、きちんとした形のものも考えていってほしいと思っています。今 回、この白老町財政健全化プランの見直しについてと8月4日に出されたやつの6ページにこ うやって書いていますね。特別企業会計に関しては原則としては独立採算制による経営努力を 前提とすると。赤字を放置、拡大させることなく速やかに支援を行うことにより、早期に財政 リスクを排除する取り組みも必要であると。つまり、赤字を放置させるな、拡大させるな、速 やかに支援を行う。これは支援を行うというのは、これはお金を出すという意味なのでしょう か。それとも新たな町側の考え方でそこのところの赤字を発生させないという考え方もあるの ではないかと思うのです。やはりその辺の転換が今回改めて 25 年に計画を立てて 3 年たって今 見直しの段階なのですから、本当に転換するというのであれば、今戸田町長ができることとい うのは、そういうようなことも含めた転換も必要ではないかと思うのです。それでお伺いいた しました。ですから、担当者の方のそういう考え方ではなくて、もっと理事者側のきちんとし た、そういう方向性も見据えるのかどうか、そういうことも含めて質問させていただきます。

# 〇委員長(小西秀延君) 赤城港湾室長。

○港湾室長(赤城雅也君) 砂の埋蔵量のお話ですが、やはり利用企業等の聞き取りなども含めて、ちょっと調査はしてみようかとは思います。あと、砂の利用状況はということなのですが、今はほとんどが千葉県に行きまして、千葉県の砂会社で千葉の砂と白老の砂を混ぜて生コンの原材料として販売しております。相当うちの白老町の砂はいい砂で粗めというか、粒度の大きい砂で使い勝手はいいですというお話はいただいております。先ほどの漁業者との関係なのですが、新しい港の考え方をまた漁業者も含めた中で今後の計画に含めていかなければならないということは、そのとおりだと思います。それはもう今後計画していかなければならないとは思っております。

○委員長(小西秀延君) ほかに、質疑をお持ちの方。

10番、本間広朗委員。

○委員(本間広朗君) 今まで議論を聞いていますと、なかなか港も使ってもらえないという のが現状で、これは企業誘致もそうなのですけれど、ポートセールスとして、日本製紙は行っ ていると思うのですけども、やはりそれ以外にそういう別のところを探っていかないと、いか に港を使ってもらえるか。ある程度もう大型船は入れるので、今回のこれは32年プラス6年で やったというのは評価しますけども、これはこれでいいと思うのですけども、もうほとんど船 が入れる状態で今入って来ない状態というか。だから、日本製紙ともちろんこれから交渉しな ければどの部分でそういうのが使ってもらえるかという部分で交渉していかなければならない と思うのですが、それ以外にやはり実績として町長も赤城港湾室長もそうなのですけども、ポ ートセールスどのくらい今までそういうふうにやってきたのか。具体的なそういう社名とかそ ういうのは出せないかもしれないですけども、やはりそういうところで町民に見える、そうい うやっているのです、やっているけども、どの部分がそういう使ってもらえないのか。全然私 たちもそういうところもわからないので、やはりその辺のところももっともっとまちも検証し て、どの部分でこの港を使ってもらえるのかどうかと。私たちはやはりそういう部分で期待し ているというか、全くもう使えないからやめろという、今の議論にもなってしまいますので、 ではまちはどれだけ努力して使ってもらおうとしているのか。いろいろ先ほど言っていました けども、森からこちらのほうに航路を開くとか、いろいろ新たなそういう方向転換というか、 政策といっていいのかどうかわかりませんが、そういうところももっともっと積極的に探って いかないとだめなのではないかと、これからは思うのですが、どうと言ったらあれですけども、 恐らくなかなかそういうふうにまだうまくいっていないところあるのですけども、これからの 展望というか、そういうところも見据えてやはり港の使い方をもっともっとまちとして考えて いかなければならないと思うのですが、どうでしょうか。

#### 〇委員長(小西秀延君) 赤城港湾室長。

**〇港湾室長(赤城雅也君)** 先日の議会の中でもご答弁しておりますが、ポートセールスは 26 年度で 59 社、訪問しております。いらしてくれた企業もございまして、39 社の企業がいらし てくれて、総数でいうと重複はしますが、98 社の方とはお話をしています。27 年度が、63 社 の訪問をいたしました。33 社が来ていただきまして、96 社の企業さんとお話をしております。 28 年度が、8月29日現在なのですが、企業訪問数が21社、来訪が21社ということで、42社 の企業さんを訪問しております。今もその訪問した中で成果としては、上屋を使っていただけ るという企業がありまして、ことしこれから使ってくれる、ちょうど今動いています。それは 絶対ポートセールスの成果だとは自負しております。企業名はちょっと言えないというふうな ことを言っているのですが、栗林商船がこれはもう1回入っていただきまして、継続的に入っ ていただけないのかというようなお話はポートセールスをやっておりますし、町長も上京した 折には行ってもらっております。成果としては、その辺では若干ではありますが上がってきて いるということは思っております。先ほどお話が出た森蘭航路、森と室蘭なのですが、そのお 話も聞きましてすぐお話には行ったのですが、やはり室蘭と白老ではちょっと遠いということ で、それはもう燃料かかるし、試験的には難しいというお話はいただきました。だから、そう なると今度苫小牧に行った航路と森航路なんかの場合には絶対白老に寄っていただけるのかと いうふうなことでお話は今後進めていこうとは考えております。どうしてポートセールスがう

まくいっていないかというと、やはり入る荷物と出る荷物ということで、白老港に入ってくる荷物があって、今度は帰る荷物もなければ商売にならないというお話で、そこがやはりちょっとネックになっています。ですから、大型船が来て荷物も積んで出ていったとはいいのですが、では今度入ってくるときには白老港に来るのか、何か持って来れるのかという状況がやはり相当それがネックになっています。ですから今やはり苫小牧に入って、それで白老港に寄ってというふうな作戦では考えております。そういうふうな動きはしております。

**〇委員長(小西秀延君)** 10番、本間広朗委員。

○委員(本間広朗君) そうしたら、ちょっと戻るかもしれないですけども、実際に第2商港 区ではなくて、第3商港区でないと入れなかった、いわゆる大型船というのは、実際にそれは あったのですか。例えば、これからRORO船となれば大きくなるし、そういうのを誘致でき るかどうかというのはまた別ですけども、そちらのほうやはり今、いわゆる貨物、砂だけでは なくて、今、第2商港区でも入れるのを第3商港区で使っているという状況もあると思います けども、今まず一つそれなのですけども、やはり大型船をいかにこの港に入ってもらえるかと いうところ。いろいろなそういうなかなかほかの港から取ってくるというのはちょっと難しい かもしれないのですけども、もうそれしかないというか、あとどんな船が入ってくるのと、先 ほど客船といっても1年に1回、2回、毎月のように入ってくるのなら別ですけども、やはり 第3商港区ですから、大型船を入れるということがやはり優先するというか、その辺のところ を考えて、そうなれば港の使用料とかも多くなりますし、その辺のところをもっと考えていか なければ、本当に今の議論に戻って、もうこの事業は要らないのではないかという話になって きますので、もっともっとその辺のところ力を入れてやらないと、前の議論になってしまいま すので、その辺ところしっかりこれからやってもらわないと、やはりまちとしても、町民が納 得できるそういう港の運営というか、ならないと思いますので、その辺のところを最後にお聞 きします。

- 〇委員長(小西秀延君) 赤城港湾室長。
- **○港湾室長(赤城雅也君)** 本間委員おっしゃったとおり、大型船舶を入れるということがやはり大前提だというふうに思っております。やはり白老港だけでは先ほどご説明したように厳しいものですから、近隣の港なんかとも連携して、それで誘致をしていきたいというふうなセールスをしていきたいと。実際入っております。RORO船、1回入っています。
- **〇委員長(小西秀延君)** ほかに、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。 それでは次に2点目、第三セクター等改革推進債について説明を受けます。 冨川財政課主幹。

**○財政課主幹(冨川英孝君)** それでは、2. 第三セクター等改革推進債についてということでご説明をさせていただきたいと思います。 2ページとなりますのでよろしくお願いいたしま

す。

現在のプランにおきまして、取り組み方針といたしましては、償還期間を 10 年から 20 年に延長しますというような記載になってございます。

内容については、これを 10 年に延長することによって、単年度における財政負担を軽減する というような目的で実施するとしたものであります。

- (3)現在までの状況というところでございます。こちらについては、平成25年度において、 国や道との協議を重ねて、25年度までに償還期間10年から20年間へと延長しました。この結果、単年度公債費負担は約1億1,700万円の圧縮が可能となり、本町の財政運営において、大きな効果をもたらしていると考えているものであります。
- (4) 今後の課題と展望という点につきましては、原則として、工業団地内の土地売払収入 があった際には、優先してこの第三セクター等改革推進債の繰り上げ償還の財源として活用し てまいりたいというふうに考えてございます。現在では太陽光発電の関係の土地の貸付料、こ れが例年500万円程度ございますので、こちらを内部的にはこの第三セクターの繰り上げ償還 財源と位置づけを行いまして、毎年度定期的にというか、計画的に繰り上げ償還を実施してい るというような状況になってございます。ですから、今の段階で毎年500万円強の繰り上げ償 還を行うことによりまして、平成42年度までの償還期間となってございますけれども、こちら を少しでも短縮できるような取り組みを進めてまいりたいというふうなことで考えてございま す。一応、27年度末までで約2,700万円、繰り上げ償還を実施したというような状況になって ございます。3ページの上の表になりますけれども、プランに掲載している元利償還金の効果 額ということになってございますが、下から2段目の効果額というところで、プランに対して は1億1,700万円を予定しているところが1億1,000万円、27年度で1億1,700万円のところ が 1 億 1, 100 万円というような見え方になっておりますけれども、それぞれ 26 年度には 700 万円、27年度に約560万円の繰り上げ償還を実施しているというところで、約560万円程度と いうことを見通しておりますので、表の中では100万円単位ということで6というような数字 になってございますが、これを毎年度は繰り上げ償還するということで、プランに求めていた 1億1,700万円よりは見た目の効果としては薄まっているというような状況ではございますけ れども、その分利子の圧縮ですとか、償還期間の短縮というところに今後も努めてまいりたい ということになってございます。

2項目めにつきましては以上のとおりでございます。

**〇委員長(小西秀延君)** ただいま説明が終わりました。この件について質疑があります方は どうぞ。

13番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 第三セクター等改革推進債の償還状況について、表についてお聞きします。今、説明がありました。若干、理解したのですけれども、当初の第三セクター改革推進債の償還延長による効果については、27年は1億1,700万円、28年度1億1,600万円、29年

度1億1,500万円、30年度も同じ額、31年度で1億1,400万円、32年度1億1,400万円だけども、そのもとの数字がここに記載されていないので差し引きが出てこないのだけども、それと当初25年3月に策定したこの数字との比較というのはどこで見ればいいですか。

〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。

**○財政課主幹(冨川英孝君)** 大変申しわけございません。プランの中に実際今、現行のプランで17ページに記載してあるもので1億1,700万円、1億1,600万円という、27年度、28年度というものがございましたが、すいませんこれは今の現行の動きに合わせてちょっとこちらのほうで多少数字、100万円単位の入り繰りをしてしまったという状況になってございます。ですから、比較という部分で正確にというふうになりますと、29年度1億1,500万円ということで、逆にいうと、これが100万円ずれてくるというようなところになってございます。その辺ちょっと後日修正させて、改めて当時載っていたものとの比較という形で正式に提出させていただきたいというふうに思います。大変申しわけございません。

**〇委員長(小西秀延君)** 13番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) わかりました。それで、その前のページの私は質問しますけども、本来は前のやつを見てくればいいのですけども、なかなかどこに書いているかも探さなければいけないけども、これは元の 25 年 3 月の策定した数字を比較するためにこの欄にもう入れたほうがいいと思うのです。そうしないと実際に効果があったのかどうか、これでいけば 600 万円の効果があるといっていますけども、現実には 500 万円以上になりますか、これは仮に 28 年なら600 万円落ちていますね。ここに元利償還金か効果額になるのかわかりませんけども、そういうものを見ていかないと、財政健全化プランの本質的な議論ができなくなるのです。そういうことを財政当局にお願いしたいと、これから出てくる資料はそういうもの、あるいは資料も含めて何ページに出ていますと、そうでないと、事前に送ってくるから私は全部比較してきたのだけども、より高まって議論できるのかと思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克己君)** 現行のプランと比較と、そこの起債のページときちんと示した上で次回以降、このような資料づくりさせていただきたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 8番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) 今の件なのですけども、要するに、今まで 2,700 万円の繰り上げ償還を 27 年までしたと。そのことによって 42 年までの期間が短縮されると。それを同時に、例えば 27 年まで 2,700 万円償還したら、利息分は 28 年、29 年、30 年も減りますね。そういうことが、全部わからなくてもいいのです。ただ、これだったら、そういうことがどういうふうに見ていいのかよくわからないのです。だから、2,700 万円の繰り上げ償還の効果額というのはどういう形で出るのか。年々と、例えば 42 年のやつが繰り上げ償還の期間が 40 年になりますというのは、これはどこを見てもわからないのです。今言ったように効果額というのは、そうい

うことが効果額ではないのかというふうに私は思うのです。だから、毎年どれくらいの金額が繰り上げ償還できて、もちろんこれは工業団地が売れれば1番いいので、どんと売れれば、どんとなくなるわけでしょう。そういうことを含めて、固定資産税はここには入っていないのですね。固定資産税は税金として、あそこの貸している部分でも固定資産税は税金として税に入っていると。ということはあくまでも貸付料だけというようなことなのですね、確認ですけども。

# 〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。

〇財政課主幹(冨川英孝君) 後段のご質問です。固定資産税についてはあくまで固定資産税 で納入をいただくということで、あくまで貸付料を原資にして、それを繰り上げ償還に使わせ ていただいているというような状況でございます。それから、最初のご質問のほうです。こち らについては、現段階で、毎年今後約560万円程度、今、現年やっているのは560万円なので、 560 万円という仮置きでさせていただきますけれども、これをやっていくことによって、26 年 度からというような比較で大変申しわけないのですが、利子の圧縮が大体 291 万 2,252 円。ち ょっとほぼ 20 年間かけてこれぐらいの利子の圧縮です。もともとこの第三セクター債について は 0.48%という極めて低い金利になってございますので、500万円程度の繰り上げ償還による と、極端な話、1年間で約2万6,000円程度の圧縮とかという形になるのです。第三セクター の場合については、利子の半分については特別交付税措置されるということになってございま すので、利子を圧縮していくと逆に入りが減るという、入りの部分でのちょっと影響も多少は あるかと。ただ、見た目の話、利子がどれだけ圧縮されるかという現実的なお金の話でいうと、 約 300 万円弱の、先ほど申し上げましたけども、300 万円弱は利子の軽減ができて、今この状 態で払っていくと 20 年間に延長したのだけれども、19 年間で償還は終了できると。あとは、 これをどのような形で繰り上げ償還、ほかの起債もございますので、どちらに充てるというの はありますけれども、今ご説明申し上げましたとおり、貸付料を原資にして行っていくという のは基本的にはもう決めておりますので、内部のルールというふうになりますけども、それで いくと 19 年間で現状償還終了になるだろうというような見通しになってございます。

### **〇委員長(小西秀延君)** 4番、広地紀彰委員。

○委員(広地紀彰君) 4番、広地です。同僚委員から詳しく質問と説明を受けていますので、あらあら理解できていますので端的に伺います。趣旨は基本的に同僚委員とそんなに変わらないのかと思っていますが、まず全体的な部分、その効果額というちょっと考え方です。確かに整理したほうがいいのかと私も思います。多分、これは一般財源に対しての、ある程度持ち出しがないという部分での効果額というのは十分理解できるのですけども、今、冨川財政課主幹のほうからもお話を今いただきましたが、そういった部分、500万円の繰り上げ償還を計算したら8%程度ではあるのですけども、ただ、一応どういう形で整理していくか。全体的な増を、別に本当に19年間全部出せということではなくて、そのあたりをきちんと整理したほうが、逆にせっかくこの土地貸付料で繰り上げ償還を実施しているという部分は財政規律を守っていく

上で大事なことだと思いますので、ただ、一応ここできちんと確認をしなければいけないと思ったのが、この基本的なその今後の繰り上げ償還の考え方という部分で、土地貸付料については繰り上げ償還に充てていくという考え方だということですが、あとほかに土地売払収入があった場合ということですね。例えばですけども、工業団地ということの観点でいえば、今話が出ましたけども固定資産税も当然納入をいただいている部分ですから、そういった部分だとか、あとはちょっと今の利息を聞いてもう質問する気なくなりましたけども、繰り上げ償還は一般財源で、例えば償還年数の縮減を図っていくと、そういった考え方等々あると思うのです。そういったあたりどういった形で整理をして、今後はどのような形でしていくのかという部分をもう一度具体的に説明いただきたいと思います。

# 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) 繰り上げ償還の考え方で、固定資産税についても、繰り上げ償還する考えはないかというような趣旨のご質問かと思います。これは、結論から申しますと、これを財源として繰り上げ償還する考えはございません。というのは、あくまでもこの第三セクター改革推進債導入の基になった原因といいますか、これにつきましてはあくまでも工業団地、それから臨海部土地造成、それから土地開発公社も一部ありますけども、大きくはこの二つの、大きな土地、造成事業の特別会計の赤字、これを起債に振りかえて計画的に返していこうというのが趣旨でございます。当初、その二つの土地造成事業については、借金でといいますか、赤字については土地の売り払いを持って、それに充てていくという、当初の計画では当初全部売れれば事業費もちょうどですという考えでございました。ですからその趣旨を踏まえますと、あくまでもその起債に振りかえたとしてもその財源というのはやはり土地が売れた段階でその売払収入、あるいはそれを有効活用している土地の貸し付けという部分で、これを繰り上げ償還させていただくという考えでございますので、固定資産税については、ほかの償却資産と同様、一般財源としてほかの事業等に活用させていただきたいというふうに考えてございます。

# 〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。

○財政課主幹(冨川英孝君) 固定資産税の関係については今、大黒財政課長のほうから答弁 申し上げたとおりでございますので、その辺についてはご了承、ご理解いただきたいというふ うに思っています。そのほか、この効果額の整理というようなところのご質問でございますの で、一応算定というか、今後どうなりますというような内々での資料は手持ちで持ってござい ますので、ちょっと改めまして議員の皆様に後日配布というか、提供させていただければとい うふうに思ってございます。以上です。

○委員長(小西秀延君) ほかに、質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。 暫時、休憩いたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時00分

○委員長(小西秀延君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き、第三セクター債、質疑のあります方はどうぞ。 5番、吉田和子委員。

○委員(吉田和子君) 5番、吉田です。先ほど大黒財政課長のほうから説明がありました第三セクター債の工業団地と臨海部土地造成事業、それから土地開発公社の累積赤字解消の第三セクター債を20年償還で23年度から償還を開始しているということでした。こういったものは全部実質公債費比率とか、そういうものに全部影響してくるのではないかというふうに私は捉えているのですが、その中で先ほど説明がありましたように、工業団地の太陽光発電の設備のことに関してまちに貸付料が入ってくる。年間今のところ500万円ということで、それを全部償還に使っていくということだったのです。土地も売れれば全部それは償還に変えていくということなのですが、この中に臨海部土地造成事業というのがあります。ここの背後地というのですか、テトラポットを置いたりとか、いろいろなことでかなりの年数貸しつけしているのではないかと思うのですが、その貸付料の収入というのはどういうふうに扱われているのか、お伺いしたいと思います。

- 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。
- **○財政課長(大黒克己君)** 臨海部土地造成の土地使用料の関係につきましては、実際あそこを造成したのがたしか平成2年からだと思いますけども、それ以降実際造成地になって、貸付事業はそれ以降毎年のようにやっております。それで、その収益といいますか、貸付料につきましては、過去からずっと一般財源として一般会計のほうに財産貸付収入として収入しております。
- **〇委員長(小西秀延君)** 5番、吉田和子委員。
- ○委員(吉田和子君) 特に第三セクター債を借り入れてからだから、22年それから現在の28年度分も含めてどれぐらいの金額になるのでしょうか。大体でいいです、大まかで。
- 〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。
- **○財政課主幹(冨川英孝君)** すいません詳細な数字というのはちょっと勘弁いただきたいと思うのですけども、27年度決算で 2,085万円程度というような形で港湾関連施設使用料というか、収入を頂戴しております。
- ○委員長(小西秀延君) 5番、吉田和子委員。2,085万円というのは、27年1年間ですか。
- ○委員(吉田和子君) これはやはり年間 500 万円の貸付料でも入れているということになると、2,000 万円というお金は、それと 19 年が 18 年になったり、そうなると将来負担比率も減りますし、そういった意味では一般財源化してほかのほうに有効活用されているとは思うのですけれども、そういう将来的なものを含めると、そちらのほうに活用していくということは考えられないのか。
- 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。
- **○財政課長(大黒克己君)** 考え方だとは思うのですけども、臨海部土地造成地の貸付料につきましては過去からずっと発生してございまして、第三セクター債を借りる以前から借りてお

りまして、どちらかというとテトラポットですとか、製作ヤードというところが主なところではございますけれども、継続はされていますけども、これは毎年の短期貸し付けという扱いの中でずっとやってきておりまして、その財源につきましては貴重な一般財源としてずっと収入されてきたというような状況でございます。片や、今回のメガソーラー、太陽光の貸し付けにつきましては、新たな発生事項ということで、この財源をどのように活用するかという内部で検討したときに、あくまでも工業団地の一部の貸し付けであるという前提のもとに、少しでも早期にということで繰り上げ償還財源にという内部的な取り決めの中で進めてきたということでございますので、全くできないわけではございませんけども、これまでの慣例といいますか、その財源という部分につきましても貴重な一般財源として扱われてきたという経緯を考慮する上ではやはりこのまま同じような形で継続はさせていただきたいというふうには考えてございます。

**○委員長(小西秀延君)** ほかに、ございませんか。

12番、松田謙吾委員。

**〇委員(松田謙吾君)** 第三セクター債についてちょっと私の疑問点が一つあるのです。とい うことは、疑問点というのは単純な疑問点なのだけども、この第三セクター債20億3,600万円 ですね。これで工業団地、あの当時 15 億 9,000 万円ですね。そして、連結赤字がたしか単純に だけども32億円あるうち、下水道の会計がプラス約5億円あって、差し引き26億7,600万円 だと思うのです。そのうちの工業団地が15億6,000万円あったのですね。このときに第三セク ター債借りて、これと臨海部土地造成、それと土地開発公社と三つの会計なくするということ で第三セクター債を借りたと。ただ、私反対したのはもう何回も言っているから言わないけど も、私はこの文章、この間いただいた文章もそうだけども、どうも私は 20 億 3,600 万円という のは、10年であろうが、20年に延ばそうが払うお金は同じです。払うお金は同じです。それを どうしてか効果が出るような言い方をしているでしょう。20年にしたら1億円ちょっと払うか らそのうちの効果が出ると。この考え方が戸田町長の言う民間感覚からいうと、こんな計算に は民間感覚はならないです。説明してもこれが私もわからないし、町民もわからないところだ と思うのです。この辺、やはり行政というのはわからないようにわからないように書くのが行 政なのです。できるだけわからないように。何のことないわかりやすくしたら、20億3,600万 円、20年にしたけども、均等割にしたら2億円が1億1,000何百円になったとだけでいいでし ょう。それを効果と書くからわからなくなってしまうのです。さもさもこれをやったら効果が あるように、ましてやこんな効果なんて、今、安倍総理になったらゼロ金利、マイナス金利、 そんな時代だったら、当時たしか 20 億 3,600 万円で 1 億 1,000 万円の効果があるということで したね。要は、工業団地や臨海部土地造成や土地開発公社の借金を銀行に払えばです。払うよ りも1億1,000万円、これを利用したほうがいいということなのです。これはそのとおりでい いのです。ただ、今になっても効果があるというけども、私は民間感覚からいくと、この効果 という言葉自体はおかしいのです。どうも私はわかりません。払うのが 20 億 3,600 万円払うの

だから、20年間になろうと。こういう考え方で、私はいつも悪い言葉で言うけども町民をごまかしているというのは、私はこれを言うわけです。もう少し素直にきちんと1億1,600万円ずつ、20年払うと、多少少なくなったとかいうのならいいのです。この効果というのは私は納得できないのです。わからないですし。そこだけきちんと聞いておきたいです。

#### 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) 今のご質問でございますが、確かに、効果という意味合いの中には、いわゆる全体の長期間の中で少しでも縮減されるとかというような効果という考え方、これは本来の効果という扱われ方はするとは思います。しかし、今回この効果という使い方をしているのは、今回のこの第三セクター債の見直しの中で、いわゆる何を目的にしているかというところで、本来の第三セクター債の効果はそういうところにありますが、今回のその25年度のプランにおける効果というのはあくまでも単年度の償還額を縮減させる、いわゆる少なくさせるという部分が目標でございました。これが、この部分が実際のところ約1億1,000万円、それが少なくなったというところを全体と同じような効果という言葉を使わせていただいておりますが、本来の効果という部分ではちょっと意味合いが違うかと思います。もうちょっと申しますと、現実的には償還を延ばしたことによって利息は逆にふえてございますので、その部分を、実際は特別交付税等もございますので、その辺は吸収できるとは考えてございますが、実際はその辺の国の出すことによる効果というのは実際は出てきません。ただ単年度の中で、いわゆる償還する約2億円は8,900万円ぐらいになったというところの少なくなったという意味合いでの効果ということで、確かに全体の効果という部分ではちょっと意味合いが違うということでご答弁申し上げます。

### ○委員長(小西秀延君) 12番、松田謙吾委員。

○委員(松田謙吾君) そうしたら私の考えは間違っていませんね。戸田町長、民間感覚で町長それぐらいのことを言わなければだめでしょう。民間感覚でまちをつくると言ったのだから。やはり民間感覚で言わなければだめです。これだったら何の効果かみんなわからないのです。私は今言ったように20年延ばしたら、それはゼロ金利で低い金利だからしれているかもしれないけれども、ふえるはずなのです。効果は本来総まとめにしたらないはずなのです。そこのところが、これだけ私はどうも納得いかないのです。だから民間感覚とは戸田町長何ですか。民間感覚でやったらそうなるのです、戸田町長。こういう言葉を直したほうがいいのではないですか。

#### 〇委員長(小西秀延君) 古俣副町長。

**○副町長(古俣博之君)** 言葉の使い方についての、この間も回帰の使い方も含めて、さまざまなところで受け取り方の部分でのニュアンスのところ、押さえのところで誤解を招くようなところが確かにあるのではないかというふうなご指摘だと思うのです。そこの今大黒財政課長のほうからご説明をさせていただいたように、単年度においてはやはり払う金が少なくなっているので、その部分を改めて効果というふうなことでの押さえ方をしておりましたけれども、

その言葉のところの捉えの方がやはり町民に対して誤解を与えるようであるならば、単年度の縮減、払うべき金のその縮減として1億1,000万円の部分少なくて済んでるというような言葉使いがよろしいかというふうなことはちょっと検討をして、実際にはこれをプランをまとめるときには考えていきたいと思っております。

**〇委員長(小西秀延君)** 12番、松田謙吾委員。

○委員(松田謙吾君) 全くそのとおりでいいのです。私は民間感覚で物を言うし、私は町民に説明しなければいけないのです。町民に説明するときに、ただ延ばしただけで効果がここのようにあったとは、そんなことは私は言えないものだから。では何の効果ですかといったときに、効果なんかはあるはずがないのです。ましてや、今、国はゼロ金利ですね。物価上昇2%にしなさい、ゼロ金利にしなさい、マイナス金利にしなさいというときに、恐らく第三セクター債も、それなりに何ぼか下がるのではないですか。当初決めた金利より下がらないのですか。国でやっている政策がゼロ金利なのだから。その辺どうなのですか。

〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。

○財政課主幹(冨川英孝君) 金利の関係でございますが、昨今の情勢でゼロ金利、マイナス金利というようなことでいろいろと報道されているところでございますけれども、一応この第三セクター等改革推進債につきましては、22 年度の起債で、23 年度から償還を開始して、25 年度に借りかえをしてというようなところがございまして、当初の23 年度から償還を始めた10年後のところ、もともとは償還するようになる予定だったのですけども、そこから10年間さらに延長していまして、その際には、一応10年後、一応その32年度を終わった段階で見直しを行う予定にしております。その際には、その時点での利率がある程度は反映されるのかというふうには思っておりますが、今の段階では借りかえを実施した際、当初借りたときからの利率を引き継いでいただいたという状況で0.48%となってございますが、それは32年度までは継続すると。32年度の10年償還終わって、次の10年のときに見直しを行うというときで、今の政府関係の資金でいいますと、本当にほぼほぼゼロ金利に近いような状況ではありますので、安くなることは期待したいとは思いますが、縁故資金というか、民間の銀行のお金でございますので、多少そこのスプレットといいますか、調達の金利もかかるであろうことから、現在の段階で安くなる、高くなるというのはちょっとなかなか申し上げにくいかというふうに思ってございます。以上です。

○委員長(小西秀延君) 12番、松田謙吾委員。

○委員(松田謙吾君) 私はこの第三セクター債、財政に大きな影響を与えたのも一つだけども、私は職員が土地を売る意欲がなくなったのです。言うなれば、これを導入するときに1年1億5,000万円ずつ10年で売る話も出ているのです。言っています。どこかの議事録にきちんとあります。そして必ず売るのだと。そう言ったのが、第三セクター導入して会計なくなったものだから、あれから工業団地一つも売れていないですね。売る意欲がなくなったのです。臨海部もそうですし、土地開発公社も全ての土地、今へクタールどれだけか忘れたけども、あれ

だって何とか町民に少しずつでも家の前でも整理もできたのです、全部持っているのだから。 そして少しずつ町民がほしいといったら、家の前とか物置建てる分とか、現実整理してきたのです。それが何もしなくなったのです、この第三セクターで会計がなくなったから。こういう大きなマイナスであったこともやはり忘れてはいけないのです。これから新たな財政再建の中で。そしてやはり工業団地に少しでも土地を売りながら、小さな企業でも誘致するぐらいの意欲がなくなってしまったのです。言うなれば、これ以来、あそこにものが建ったのは食育センターぐらいのものです。食育センターは、これはカウントしていないですね。私の計算ではたしか3,700何ぼだと議会の中で言ったことがあるのです。そういうものも売る気がないから、それもみんなカウントなくしてしまっているのです。やはり私はこの第三セクターの弊害は、目に見えない弊害というのは大きなものだったと私は思っています。そうでないですか。

# 〇委員長(小西秀延君) 古俣副町長。

**○副町長(古俣博之君)** 今、ご指摘いただきました、土地の販売意欲というか、土地を売るというところのことだけではなくて、やはり企業誘致に意欲的に取り組んでいくという、そういう役場の姿勢が少なくなっているのではないかというふうなご指摘だと受けとめたいと思います。なかなか東京事務所がなくなって、その分出て行く時間が少なくなっているということは事実あるのですけども、そればかりではなく、常にやはりこう工業団地含めて持っておるわけですから、そのためのやはり企業のほうへの販売活動といいますか、誘致活動は今後改めてしっかりとつくってまいりたいと思います。

#### **〇委員長(小西秀延君**) 6番、氏家裕治委員。

**〇委員(氏家裕治君)** 6番、氏家です。今、松田委員からお話があった、その第三セクター 債の内容がかぶらないようにちょっと質問したいと思います。関連した問題です。臨海部の土 地なのですけども、先ほど港の効果で大きな、例えば貨物を積んだ大型船の誘致、第3商港区 の関係もありましたね。そして公共上屋なんかも、結局は会社の実名も出されましたようです けども、そういった会社に来てもらえるような、そういった営業活動しているのだという話が ありました。当然それはいいことです。でも戸田町長、私は思うのだけども、港の活性化とい うのは船が入るだけではないのだと思うのです。要はこの臨海部土地造成をいかに使ってもら うか。これがないと港というのは活性化されないのだと思うのです。もう港の話は終わってい ますので、臨海部の土地というのは、そういう面においてはもっともっと営業の方針が違うの ではないかと思うのです。ましてや今、ゼロ金利、そして企業にとってはすごく投資のしやす い、今こういう環境において、公共上屋にどこどこの業者さんに使ってもらうぐらいだったら、 もっと一歩進んでうちの臨海部の土地にどうか倉庫一つ建ててもらえませんかみたいな、こう いう営業が私は必要な気がするのです。それは将来を見通した営業です。そうすることによっ て、では船も入れようかとか、船も入れなければいけないと、全体的なそういう計画が立って いくのだと私は思っているのです。ですから港の活性化、それから先ほど松田委員も言ったけ ども、第三セクター債を借りたと、そして何の動きもないわけですから、結局はこれで一段落

したという思いがやはりそこにあると思うのです。ですから、例えばその臨海部の土地の売却と、それから港というのはちょっと切り離して考えているように思えてならないところが私はあるのです。議員の皆さんどう思っているかわからない。でもそこはやはり違うのだと思うのです。だから、一つの企業にでもその将来展望を見据えて、これだけ例えば交通網の整備されたまちないですと、港ないですと、すごく宣伝アピールしながら港を売り込みながらやっていたわけですから、この臨海部の土地造成、年に1件でも、例えば見直しの間の期間の1件でもいいです。そういった営業が、公共上屋にどこどこの会社が入ってくれるからいいです。そういう問題ではなくて、もっと先を見通した考え方で営業していかなければいけないのではないかと思うのです。そうしないと、第三セクターありきでずっとこれが続いていくという感覚でしか捉えられないのです。少しでも売ればこれだけ効果が出てくる、それこそ効果です。効果が出てくるみたいな、そういう話をやはりこういった場面で聞けるような、そういう見直しのときを私たちは持ちたいと思っているのですけども、その辺の考え方についてお伺いしておきたいと思います。

#### 〇委員長(小西秀延君) 戸田町長。

○町長(戸田安彦君) 今回、財政の特別委員会ということで、工業団地も含めて、臨海部も含めてですけども、土地の売買の話には至らなかったのですが、先ほど将来も見通した港、臨海部もという話がありましたので、ポートセールスもそうなのですが、企業誘致も、工業団地も含めて臨海部のパンフレットも持っていって営業はしているのは事実でありまして、現実的にはなっていないのですが、水産会社とか、いいところまでいったのはこの3年間で1件、2件ではなかったのです。ものづくりの日本の中で生産業の会社も、話があってはまた沈んでの繰り返しなのですが、営業というのはその繰り返しの中でいかにものにしていくかというのが営業だと思いますので、それは今後も続けていきたいというふうに思っておりますし、将来先ほど言ったように、港をただ利用するだけではなくて、港にある背後地の土地の利用も含めた、その営業活動もさらに進めていきたいというふうに考えています。

# **〇委員長(小西秀延君)** 6番、氏家裕治委員。

○委員(氏家裕治君) 6番、氏家です。これは第三セクター債がここについての占める割合というのはすごく大きいと思うのです、この財政の部分でも。だから、例えばその工業団地、それからこの臨海部です。臨海部というのは港に関連するものですから、その関連した事業効果というのは絶対あるはずなのです。ですから、こういったものについてはもっともっとやはり本腰を入れてやってもらわなければいけない。だから、先ほど聞いていて公共上屋に、例えばどこどこの会社がそういう話があるのですみたいな話、私はあそこでおさまっていること自体がちょっと聞いていて情けないと、情けないというよりももうちょっともう一歩進んで営業展開できないものなのかと。しているのかもしれない。でも、その辺が危惧するのです。先ほど松田委員も言ったけども、第三セクター債という一つの統括したものにおさまってしまった。そういう観念が職員のどこかにもしあるとすれば、それは違う。やはりここは一つでも土地を

売ったものが結局はその全体の占める割合をどんどん低くしていくわけですから、その辺はしっかり気を引き締めてやらないと、この財政のいくら健全化に向けて、こういう議論をしたところでここが何も手をつけないのだったら結局は一つの計画立てて毎年こうやって返していきますというだけの話で終わってしまうのです。だからそこだけはしっかり考えてもらいたいと思っています。

〇委員長(小西秀延君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 戸田町長も先にご答弁申し上げましたように、ポートセールスという中において、その背後地も含めて、企業への取り組みはやっているということは私自身も聞いてはおるのですけども、実際に今、先ほどの松田委員からのご指摘も含めてどういうような、要するに第三セクター債が償還が延期されたから、それで何とか財政的な部分で何とかなるのではないかというようなところにやはりおさまっていては、本当の意味での効果は実際には生まれてこないのだろうというふうに、今ご指摘も含めまして受けとめていきたいと思います。やはり今それなりのこの2年間の中での財政健全化プランの中での効果は一定限こう出してはきましたけれども、それに今プラスアルファがどうあらねばならないかということをやはりこれからのところでしっかりと頭に入れながら役場としての経済対策も含めて進めていく必要があるというふうに考えますので、十分、今ご指摘をいただきましたことは肝に銘じて今後の役場の取り組みに反映させてまいりたいと思います。

○委員長(小西秀延君) ここで戸田町長が退席いたします。

ほか、ございませんか。

11番、西田祐子委員。

○委員(西田祐子君) 第三セクター債、これでいったら3ページですか。ここのところの表一覧あるのですけども、ここの表の一覧、私はすごく不親切だと思って見ていました。これは47年までのというのでしたら、最初に借りた平成23年度に20億3,400万円ですね。そして返済してきた分、そして今現在、借り換えによって変わった分、やはりそこのところの一覧をぜひつけていただきたいと思うのです。なぜかといいますと、やはり本町の2回目の財政状況が悪くなった原因の一つがこの第三セクター債であるならば、やはりそこのところをきちんと今回正して、それをなくしましたと、そういう原因をなくしましたということを町民に説明するためにも、ぜひきちんとその辺はわかりやすく47年までのものを出してほしいと思っています。それと、この表の1番下の効果額、かっこして対策後対比、26年度で700万円、27年度で600万円となっていますけども、これは効果と書いているけども、この効果の理由、何でなったのかそれがよくわからなかったのでもう1回説明をお願いします。

〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。

**○財政課主幹(冨川英孝君)** まず1点目の当初予定償還、それから変更後の予定償還、そして将来的に42年度までどうなるのだというところの表ですね。一応、現状では42年で償還終了となりますので、すいません、47年といただきましたけども42年となってございますので、

申しわけございません。この関係について、先ほど午前中の中でもございましたけれども、改めて資料等をちょっと整理させていただいて、利率の見直しの効果の関係ですとか、そういった部分も含めて、利率とか繰り上げ償還に伴う今後の見込み、今後繰り上げ償還していったときにどうなるのというのと、ですから現時点では当初の償還予定、それから借りかえ後の償還予定、そして今後繰り上げ償還を随時 500 万円強していった場合のというところで、ちょっと資料のほうは後日ということになりますけれども、何らかの形で提供させていただきたいというふうに思ってございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、表の中の効果額 700 万円、600 万円というのがございますけれども、当初 1 億 1,700 万円、 1 億 1,600 万、 1 億 1,500 万円等々、繰り延べすることによって単年度の償還の軽減額 記載して、先ほど松田委員のほうからもお話ありましたように、効果額というような言い方ではなくて軽減額というようなお話をさせていただきたいと思いますけれども、それに繰り上げ 償還を各年度 700 万円ですとか、560 万円というのをしておりますので、当初想定していた 1 億 1,700 万円という軽減がプラスに支払っていることによって 1 億 1,000 万円の軽減に、逆に言うと少なく見え方としては出てきているというような状況の記載になってございます。

## **〇委員長(小西秀延君)** 11 番、西田祐子委員。

○委員(西田祐子君) 大体はわかりましたけども、できれば私素人ですから、申しわけないのですけども、いただいた資料を読んだときにわかるような資料にしていただきたいのです。申しわけありません。やはりこれを実際に町民の方に説明するときにどうやって説明していいのかと、私自身があいまいな理解力ではわからないので、その点ぜひ今度いただく資料もお願いしたいと思います。

それと、第三セクター債のこの考え方なのですけども、2ページのところの下のほうに書いていますね、下から2行目のところ。少しでも早く完済できるよう取り組みを進めていきますとは書いてはいるのですけども、これは平成42年度までの返済がこうやってきちんと決まっていて、これができるということになってくると、そうしましたら、例えばこれから先、土地が売れたりとか、それから工業団地の土地を借りるところがふえたりとかした場合、そのお金をここにきちんと全部入れてしまうのか、それとも今町民の暮らしが大変だと、いろいろな部分での町民生活の中に少しでも役に立てるように、例えば道路を直すだとか、公営住宅の改修に使うとか、そういうようなものに変えていくのか。これでいったら、私は個人的にはほかの議員さんの考えがわかりませんけれども、償還額がきちんと決まって払っていけるめどがあるのであれば、余分に出たお金というのはそういうような生活のほうに使ってもいいのではないかと思っているのですけども、その辺の方針はもうどういうふうになっているのでしょうか。

# 〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。

**○財政課主幹(冨川英孝君)** 先ほど大黒財政課長のほうからご答弁した内容と重複いたしますけれども、原則として工業団地内の土地の売り払い収入があった場合は、ここの繰り上げ償還に充当していこうというのがまず第1原則です。それから、ちょうど借りかえを行ったと同

時に太陽光の貸付収入が出てきましたので、これについては新たな、この今後継続的に貸付収入、毎年度入りますので、それをどうしようかという議論を内部でさせていただいたときに、これについては繰り上げ償還の財源としていこうというようなことで、内部でというか、方針は決まっております。ただこの後、それ以外の何らかの要因があった場合については、まだまだその状況に応じて検討していかなければいけないだろうというふうには思っておりますが、現時点で確実にお答えできるのは工業団地内の売払収入と、こういった今の太陽光発電の貸付収入、この部分についてはこの繰り上げ償還に充当していくという方針でおります。

○委員長(小西秀延君) 11番、西田祐子委員。

○委員(西田祐子君) ぜひその辺再考していただきたいと思うのです。これは 42 年が、例えば償還が早くなって短くなったとしても、それで金利がこれで大幅に安くなるわけでもないし、そういうようなことをぜひ考えて、先ほど氏家委員もおっしゃっていましたけども、もし土地が売れたりとか、やはりそういう努力をして、今町民の暮らしの中で閉塞感がある中で財政を健全化することも大事だけども、暮らしの中にそういうものも使っていくという方針もぜひ検討していただきたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克己君)** ちょっと答弁、重複するかもしれませんが、町の方針としては、 今冨川財政課主幹がご答弁したとおりでございますけども、後段のやはり何らかの上乗せの収 入、こういった部分について全て繰り上げ償還ということではなく、やはり町民生活に密着し た財源の使い方というのは十分考慮しながら、財政運営していきたいというふうには考えてご ざいます。

**〇委員長(小西秀延君)** ほか、質疑ございますか。

13番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 1点だけ伺います。本当は担当に聞けばよかったのですけれども、一応公文書になっていますので公の場で聞きたいと思います。先般9月議会に出された健全化プランの進捗状況の、今議論している第三セクターの償還状況の効果分については、27年度の効果額の見込み額は1億1,700万円ですね。だけど決算額は1億1,600万円になっているのです。500万円合わないのです。500万円の根拠は今説明されたからわかっているけども、そんなに目にちずれていないのにどうして今大事な議論をしているのに数字がちょっと変わってくるのかということです。それと先ほど松田委員も話しましたけども、それはそれで理解して副町長のほうでもう1回見直すといったのですけども、実際にこちらのきょう出された3ページの効果額、28年度以降でいけば600万円ずつ、逆にオーバーするのです。そうしたら3,000万円になるのですね。1、2、3、4、5で、そうですね。だから、これを議論しなければいけないのですか。このままもう600万円オーバーしていくよと。プランではそうだということの提案だと思うのだけど。本来は600万円、今説明受けたのだけれども、なぜここで出さなければいけないのだという根拠をきちんと示す。あるいは、今議論あったから多分この600万円もどうい

う形で効果額見直されてくると思うのだけども、その辺きちんと整理しなければいけないと思います。もしこのまま見逃したら、いいです、このまま 600 万円、松田委員の前提はおいておいてです、この資料だけ見ればそういうことになってしまうのです。そうですね。もう一つ片方は、この前、議会でこれは大黒財政課長から説明があったのです。それでこちらでまた数字が違うのです。こういうのはやはり皆さん真剣に議論しているのですから、そういう部分きちんと精査されて私は出すべきだと思います。本当は担当のほうに言えばよかったのですけども、これは公文書ですから。その辺まず1点と、もう一つの 600 万円のこの扱いです。先ほど古保副町長が言った答弁と合わせて、ここも見直して、もう1回議論するということになるのかどうか。

- 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。
- **○財政課長(大黒克己君)** まず1点目の、決算審査特別委員会の中でご説明させていただいたプランの進捗状況の冊子と、今回の資料の差異につきましては、今、恐らくこうだろうというのはあるのですけど申しわけございません、持ち帰ってもう1回ちょっと精査をさせていただいて、後日、ご報告させていただきたいと思います。

それと、もう1点の今回3ページの600万円の部分、この辺については、これも先ほど西田委員のほうからもご指摘ありました、ちょっとこの表わかりづらいというところで、その辺は十分、今後わかりやすく表をつくって説明もしながらお示ししたいとは思ってますが、この部分はあくまでも繰り上げ償還をしている貸付料ということなのです。これは、それこそ効果という言葉が適切ではないいう部分はあると思うのですけども、ここが実際繰り上げ償還することによって縮減するという効果が薄れていく。実際プラスしているということでお示ししているのですけども、非常にわかりづらくなっているというのは、おっしゃるとおりだと思いますので、この辺につきましてもきちんとわかりやすく説明をさせていただきたいと思います。

- **〇委員長(小西秀延君)** 13番、前田博之委員。
- **○委員(前田博之君)** 今の部分、先ほど利子の分もあったから、トータル的にやって、今言った 500 万円の削減がどこに入ってきたときに本当に、本来は利子がふえれば多分オーバーしていくかわからないけども、そのオーバー分の 500 万円については差し引きしたら何ぼオーバーになったとか、そういうようなわかるような表にすべきだと思いますけども。
- 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。
- **○財政課長(大黒克己君)** かなり細かな表になろうかとは思うのですけど、その辺ちょっと ある程度整理して、次回出させていただきたいと思います。
- **〇委員長(小西秀延君)** 12 番、松田謙吾委員。
- ○委員(松田謙吾君) いろいろ議論して、第三セクターのいい面も悪い面も恐らくあるだろう。ただ、工業団地と臨海部土地造成、土地開発公社の持っている土地、これが当初求めたときの価格と、第三セクターを導入したときの価格と、今の価格、これはどんな形になってどうなっていますか。不動産の評価額です。だから、この辺も本当にやってよかったのか悪かった

のか私はわからないのだけども、この辺の評価もやはりしなければいけないと思うのです。それはどうなりますか。

〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) ご質問にお答えできないのはちょっと心苦しいのですけども、実際は毎年、この工業団地の販売価格という、これは臨海部も同様ですけども、企業誘致の担当のほうで積算して出しておりまして、実際のところは近年の土地の価格も大分こう落ち幅は縮小してきましたけども、まだ本町においてはまだ下げどまりしていない状況、まだどんどん下がっている状況でございますので、それに応じて販売価格も下げて設定をしているというふうには押さえてございます。ただ、当初22年のときにいくらだったのが現在いくらだったという部分については、ちょっとただいまお答えできませんので、その辺につきましては再度、調べましてお答えさせていただきたいと思います。いずれにしても評価額について落ちていると思いますので、全体の価格についても、当初、見込んでいた全体の価格よりは落ちているというふうには考えてございます。

**〇委員長(小西秀延君)** 12 番、松田謙吾委員。

○委員(松田謙吾君) まちとして造成したときの売却価格、希望価格、それから、19年に15億9,000万円残っていましたね。このときの価格と、それぐらいわからなかったら行政は何をしているのですか。きょう、これはそういう質問も出るだろう。それは私は納得できません、そんなことぐらいわからなかったら。それは、きょうのはわからないかもしれません。だけどもそれぐらい、そういうものの判断をしながら、やはり導入するときは、そういう説明をきちんとできるような導入の仕方をしなかったら、私はそれはおかしいと思います。続けてもうちょっと調べているから言うけども。もしこういう場合もあるのです。いずれにしろ、銀行からの債務を払わなければなりませんね。空で払っていれば。造成したわけだから。今価格が下がった、下がったとすれば、そのとき払って得した面もあるのです。今売った価格はずっと安くなるわけでしょう。おそらく、当時、工業団地1万3,500円と私は記憶しているのですけども。造成です。それから、19年は1万1,000円ぐらいだと私の記憶では思いました。だからそういう、それから工業団地の中でも未造成の工業団地あったのです。いうなれば、白老方式でいう売れたらつくるという造成地もあったのです。そういうのも含めて平均であれしたら、逆にどうなのかということぐらい、きょうの審議にそれぐらい答えられなかったら行政が何をやっているのですか。

〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克己君)** 大変申しわけございません。その辺につきましては、当時、平成 19 年度に策定した新財政改革プログラムの中で、当時、連結実質赤字比率の考え方ということ で、この 2 会計につきましては、いわゆる土地の収入見込み額を差し引いた部分での、いわゆる比率を出すというような、そこ二転三転してやっとそのような形になって、当時白老町が再 建団体になるというところを解したという過去があるのですけども、その時の資料によります

と、臨海部土地造成につきましては、この当時、平成19年度は平米当たり1万2,400円です。 それから工業団地については、この19年度では5,500円、それから特別工業団地区につきましては6,800円という設定の中で計算はしてございます。当時、工業団地は元年から徐々に実際造成しておりますし、臨海部については平成2年からということで、その当時のいくらの試算の中で造成をしたかという部分は、申しわけございませんが、ただいまのところはちょっと数字を持ち合わせてございません。

○委員長(小西秀延君) ほか、ございませんか。
8番、大渕紀夫委員。

**○委員(大渕紀夫君)** 大渕です。ちょっと先ほど雑談の中で聞いた話なのだけども、なぜ聞くかというと、こちらの議会側の意見をまとめるときに、これを聞いていなかったらまたちょっと聞いていないことを言うわけにいかないから聞くのだけども、一つは償還は自由に金額にかかわらず、第三セクター債は毎年できるという理解でいいかどうか。これは、例えば500万円でも償還しようと思ったらできる、極端なことをいえば50万円でも償還しようと思ったらできるというような理解で、毎年です。できるという理解でいいのかどうか、これが一つ。

それから、公社の土地については売れたらどういう扱いになるのか。工業団地と臨海部と土 地造成はよくわかりますけれども、このとき公社の肩代わりした部分も2億円か、3億円かあ ったはずなのですけども、その分の土地が売れた場合は、どうなるのかというあたりはどうで すか。

〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) まず、今回の第三セクター等改革推進債というのは、銀行縁故債といいまして、政府資金と民間資金というふうに分ければ民間資金でございます。ということで、いずれにしても繰り上げ償還というのは自由にできますけども、国の政府資金のほうにつきましては、本来払うべき利子の部分を補助金として払わなければならないという部分ございますけども、これは民間資金のほうには適用されませんので、財源があってそういうふうにまわすお金があれば、いつ何どき繰り上げ償還をしても構わないということになってございます。それから、公社の土地の今回、国のほうに売却する土地の売却の収入につきましては、先般の象徴空間の特別委員会の中でも、岩城副町長のほうでご答弁申し上げてございますが、これにつきましては、この第三セクター債の繰り上げ償還財源ということではなく、今後の象徴空間関連の整備に係る部分の財源というふうなことで現在考えてございます。

〇委員長(小西秀延君) 8番、大渕紀夫委員。

**○委員(大渕紀夫君)** そこの部分はいいか悪いか別にして理解は聞いているからわかります。 それ以外の土地開発公社の土地がありますね。それ以外の土地開発公社から肩がわりした土地 があるでしょう。それをこちらが払っていますね、第三セクター債のとき払っていますね。そ の分が売れたときどうするのかと私は聞いているのです。だから何円でも繰り上げ償還できる のだったらという意味のこと、なぜ聞いているかといったらそういうことを聞いているのです。

- 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。
- **○財政課長(大黒克己君)** 申し訳ございません。土地開発公社に抱えていた土地については、これは当初の方針どおり、今回臨海部の特別会計、それから工業団地特別会計と土地開発公社、この三つの所有する土地を第三セクター債に振りかえたということが基本になってございますので、先ほども申しましたとおり、このそれぞれにかかわる土地が売り払いになった場合は、その財源につきましては繰り上げ償還財源に充てるという考えでおります。
- **〇委員長(小西秀延君**) ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

暫時、休憩といたします。

再開後、事務事業について入りたいと思います。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時 5分

**〇委員長(小西秀延君)** それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、3. 事務事業について、担当課からの説明を求めます。

冨川財政課主幹。

- **〇財政課主幹(冨川英孝君)** それでは3ページになります。3. 事務事業についてでございます。
- (1)取り組み方針につきましては、「事務事業の見直し方針」に基づき、内部管理経費の見直し、事務事業の整理合理化、各種施設の見直しを行いますということで、事務事業について 見直しをやっていくというような形になってございます。
- (3) 現在までの状況ということにつきましては、先般、この4ページにもつけてございますけれども、内部管理経費の見直しですとか、そういったものを含めて、一定程度実施し削減効果等を高めているというような状況にあろうかというふうに考えております。

それから、(4) 今後の課題と展望というところで、あくまでも事務事業につきましては、今後も継続的に見直しを進めていくことは必要であるというような考えでおりますが、内部管理経費の点につきましては、厳しい削減を続けていることによって業務の効率性、あるいは町民サービスの低下を招くというようなところもあろうかというふうに考えてございますので、そういった中で一定程度必要な経費等について予算措置を行うことも見直し、今後の課題というふうな形で捉えておりますので、費用対効果等々を検証しながら適切な町民サービスの提供に必要な経費、こういったものを計上してまいりたいというようなことで、重複しますが4ページ目、進捗状況の中でもご説明させていただきましたが、内部管理経費、それから事務事業、各施設の見直しの状況ということで掲載させていただいております。

以上です。

○委員長(小西秀延君) ただいま説明がありました。この件について、質疑がありましたら

どうぞ。

13番、前田博之委員。

**○委員(前田博之君)** まず事務事業費、これは今説明受けましたけども、内容は抽象的で見直しを行います、見直しを行います、(4) は町民サービスの低下を招く状況もあることから、一定程度必要な経費については予算処置を行います、見直しますと。この文章だけだったら、我々フリーハンドを与えたことになるのです。それで前回の、次のページです。全て、ある程度の項目をきちんと上げてやっているのです。なぜこういうことになってこないのかということです。普通のまちになった、財政好転しているから、言葉は悪いけども緊張感がなくなった。こういうのが精査してあげるべきではないですか。まずそれが一つです。

それとこの見直し状況について、プランでは、同じ前の決算委員会でやった健全化プラン進 捗状況では、ある程度整理されているのです。だけど、これはただ写して出しただけでしょう。 これは検証されたのですか。そうしたら私は何回も言っているけども、まちづくり活動センタ ーなんて 387 万 8,000 円、対策あるというけども、逆に町連合へ移管しないで分離しているの です。人件費ふえているのです。そういう分、これは一つずつきちんと精査されて私たちに出 しているのだろうか。そうですね。そして、なぜ私が言うかといったら、これから人件費の職 員の給与削減云々で結果は別にしていると思うけども、こういう部分できちんと具体的に自分 たちとしてはこういうことを事務見直しすると、今まで精査したけどもこれは、ここにあがっ ている分です。よりできると、もっとと。今言ったようにマイナスの部分だってあるわけです。 これは出しているのだから。それとまだまだ削減する部分、我々身近な部分整理できると、町 長、理事者の経費も含めてです。そしてこれだけ削減しますということを示さないと、給与削 減の、これの議論入ったとき言われます。そういうことが担当でわからないし、悪いのだけど も、これを全体に俯瞰する副町長あたり、そういう指示というのは出さないのですか。担当課 から上がってきたものだけ見ているのですか。私でさえそうやって思います。まずこの見直し の状況をきちんと精査して、今言った一つだけだってこれはマイナスですよ。効果になってい ないのです。それで表も全部見直しを行います、見直しを行いますと同じこと言いますけども、 我々がフリーハンド与えてしまっているのです。そうではなくて、何をするかどうするかとい う具体的に一つ項目にして、これではやはり住民サービス落ちるからやめようと。今、何だか ハチみたいにありましたね、やったときに。そういう全部、各課から拾って議論してこれは上 がるべきではないですか。悪いけども、これなら何も意味がないでしょう。全て見直し、これ は何を見直すのですか。我々は議会で何を議論すればいいのですか。そういうことを言ってい るのです。

〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克己君)** 前田委員のご指摘は十分理解しているつもりでございますが、実は今回の町側のご提案という部分もあるのですけども、まずは1点目の部分、フリーハンドをあげてしまっているのではないかというご質問に対してましては、確かにこれまで財政健全化

の取り組みということで平成10年から健全化計画を立ててやってきました。実際、特に大きな 財政不足に陥った平成 18 年、19 年のときに新財政改革プログラムをつくって、その中でかな り今のと同様の細かなところまでメスを入れまして、それを削減していったという状況でござ います。それを今回のプランにおいても踏襲して現在に至っているという状況でございます。 そういった中で本町の内部経費の削減、あるいはその町民サービスの縮減、これも踏まえてか なりぎりぎりやってきているというのも事実でございまして、そういった中で何度も議会の中 でもご答弁申し上げているとおり、実際経常経費の節減という部分については、もちろんまだ まだ不十分な部分があるのかもしれないですけども、かなり乾いたぞうきんを絞るような形で の、もうぎりぎりの 5,000 円なり、1万円なりをどうやって削っていくのかというようなとこ ろまで実際はやっているという状況の中で、先般のこのプランの議論の中でも私もお聞きして おりますけども、スズメバチの議論の中でかなり議論をさせていただいたというところもあり ます。ただ、そのようなところである程度今回、実際の効果も出ている中で、あと実際、どう いったその個別の事業を議論していくのかというときに、やはりあくまでもこのプランという のは大きな方針としてとらまえるべきだという考えを持っていまして、今後やはりその個別の 小さな事業の見直し等についてはまた予算なり、決算の中で議論をさせていただくということ で、あくまでもこの今回のプランの見直しの中ではもうちょっと大きな視点でこの事業の見直 しという部分は取り扱わせていただけないかということの考えのもとに、このような資料を出 させていただいたということでございます。それから、2番目の中身の部分で一つ例を挙げて いただき、町民まちづくり活動センターの部分も出てございましたが、これについてはあくま でも 27 年度までの決算状況ということで、実際まちづくり活動センターが出たのは、もちろん プランの方針とは違う形で今現在存続してございますが、これは 28 年からの事業ということで、 もちろん今回のプランにお示しした内容については町側としては検証して出しているというつ もりでございます。ということで、全体を通しまして、このもちろん、繰り返しになりますけ ども、今後さらなる削減だったり、事業の見直し、あるいは我々内部経費についてももう一度 全職員でやっていかなければならないというのは十分理解しておりまして、そういう方向で進 まなければならないということでございますが、こういう一つ一つの個別対策を出していくと いう部分は、ちょっとこういうプランにはなかなか難しいのかというところで提案をさせてい ただいたということでご理解をいただきたいと思います。

## **〇委員長(小西秀延君)** 13 番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 私が言いたいのは、小さな問題というけども、ある程度の事務事業を 出すということを言っているのは、裁量権の問題あるけども、私も一般質問で質問しています けども、財政健全化プランを決めたものを逆な公約にして破棄してみたり、財政健全化プラン で、言いたくないけども、1名の理事者、副町長しか見ていないのを2名にして、今回のこの プランの結果でも人件費増になっていますね。政治判断は別としてです。我々とすれば、そう いうことがたびたび行われてきているから私は言っているのです。それは担当の財政課長の多 分、十分な責任あると思います。だから今言ったように見直します、見直しますと言ったら、結果的にそういうような財政規律が緩んで、今みたいな答弁になって、議会がどういうチェックをするか別にしても、そういうことをやっているから私は言うのです。一般質問で言っているから議論しないけども。皆さんここで真剣にやってこれは決めたのです。それが見直しだと、見てください。27年までだからいいと、そうであれば、今、28年度に見直すのに、28年度も入れて効果これだったけども、マイナス分は差し引きこうだったというぐらいのを示して議論しないと、そういう私は見直しの資料をつくったり、考え方というのは非常に、悪いけども本当に厳しい議論となるのですか。みずから財政健全化プラン、大きな金額で崩しているのです。それは職員の、極端な話、作業服買ったとか何かというのは別にしても、決めたみずからの人方がそういうことをやっているのです、公約に入れたり。そういうことに対してどう思いますか。

## 〇委員長(小西秀延君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 事務事業の見直しという、今回の28年の見直しの時期に合わせて、こういうふうな提案をさせていただいたわけなのですけども、その前段として決してこの内部管理経費含めて、その細かい部分について全てが見直しというのは、緩めていくという、ういう財政規律の問題の緩みをもってここで見直しということで挙げているつもりはないのです。基本的にはここに書いてあるように、今後も常にやはりその財政規律を踏まえて、その改善に努めていくというところは、十分それは認識しながら、今回こういうふうな形で挙げさせていただきました。ただ、前田委員がおっしゃるような、もっとその示し方の問題がそこのところがどうなのだというところは、今、ご指摘の部分については、それは一つ耳に入れなくてはならない部分だとは思いますけれども、決してこれをもって全てのところで本当に詰めて今、詰めて詰めて計るでいっている段階であったとしても、やはりそこの部分はしっかりと持っていかなければならないことの押さえはしながら、この健全化プランの今後のあり方は進めていかなければならないということだけはおわかりいただきたいというふうに思っています。

## ○委員長(小西秀延君) 13番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 私は細かいこととか、きょうのプランでそういうこと出ないかと責めているのではないのです。先ほど言ったように、やはり裁量だとか、政策の中でそうやってまぎれてくる場合ありますね。そういうような全体の職員が、財政規律という意識を持った中でプランをつくっているのだという部分がこの文章から読み取らなければ、やはり緩んでくるのです。少しは財政がよくなったと思えば。だからそういうことを心配して、事務事業というのはみずからがやれる問題だから、整理できるのではないかという言い方をしたのです。

# 〇委員長(小西秀延君) 古俣副町長。

**○副町長(古俣博之君)** そういうところで捉えると、十分それは理解をしたいと思っています。私たちも、今前田委員のほうからご指摘にあったつもりでこの見直しは図っているつもりです。ですから、ご心配されるような、先ほど例として挙げられたような、町長の判断といい

ますか、そういう中で副町長制2人制にする。その中で800万円以上の人件費がかかっていくと、そういうことは十分認識しています。そのための2人制にした、そのためにどういうふうに立場として責任を果たしていかなければならないかという、それは金に見合ったような仕方ができているかどうかはなかなか難しいところですけれども、そういう当初ないものが入ってくる、それはさまざまな状況の中で判断していかなければならないところがあるのだということも含めて考えてほしいのですけども、本当に根底のところには、例えば鉛筆1本買う、こういうふうにシャープ1本を買うといっても、本当に町の金ではなくて自分で買っている職員も実際には随分多くいるのです。そういう中でのことも含めて、職員もこの財政の健全化を図って、本当に役場として果たさなければならない町民サービスをいかにして、もっともっとつくり出していくか、その意識は十分、私は職員の中にもあるだろうし、今後も意識の向上は図っていかなければならないというふうに考えております。

○委員長(小西秀延君) ほか、ございますか。

4番、広地紀彰委員。

4番、広地です。端的に質問します。今、同僚委員のほうからも具体 〇委員 (広地紀彰君) 的な話、方針は示されていないと。町側からとしては、いろいろなさまざまな想定をしながら 考えていきたいというような、出し方の議論が今進められていましたので、趣旨は理解できて います。ただ私たちもこの特別委員会の中で財政健全化プランを見直すという部分のやはり骨 子にかかわる部分なので、この中からある程度の方向性はやはり調査をしていきたいというふ うに思うのですけども、まず今回示していただきましたこの資料によると事務事業の(2)で は、事務事業の見直し方針に基づき、抜本的に見直しを行いますというふうにあるのです。お そらくこの事務事業の見直し方針というのはこのプランの中に上げられている見直しの視点や、 事務事業の見直しという項目に絡んで、これが一つの指針となるであろうというふうに読み取 ったのですけども、これが抜本的に見直しを行うというのは、これは具体的にはどのようなこ とを想定しているのか。現段階として、今後のことについては古俣副町長から詳しく答弁をい ただいていますので、ある程度のさまざまな状況を想定したいということは趣旨は理解できて います。ただ、抜本的に見直しを行うというふうに記載があるからには、町側として今ここは 見直しを図りたいという、確たる考え方があると思うのですけども、現段階としてで結構です が、いかがですか。

〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。

**○財政課主幹(冨川英孝君)** 抜本的な見直しということでございますので、その点について ご回答させていただきたいと思います。事務事業の見直しにつきましては、25 年度の時点で見 直し方針というのを策定しておりまして、それに基づいてということになりますけれども、や はりその中では、このあとの補助金の関係もそうなのですけども、前例踏襲というものをなる べく排除しましょうというか、しっかり見直ししましょうと。現にやはり今必要なもの、必要 ではないものというやはりスクラップ・アンド・ビルドというようなところに通じてくるよう な考え方、そういう部分の検討を行っていきましょうと。ただ、そういった部分で、既得権化しているような、そういった部分をなるべく検討したいというところの思いで、抜本的なというコメントというか、言葉にはなっているというふうに考えておりますけれども、やはり一つ一つそういった部分でちょっと古い時代の制度設計であったり、それが今は実はもう役目を果たしているもの、そういったものがやめられないでいるだとか、そういったものが一つ検証の視点にはなろうかというふうに思っています。

### **〇委員長(小西秀延君)** 4番、広地紀彰委員。

○委員(広地紀彰君) 4番、広地です。抜本的な見直しということで、具体的には例えば制度設計的な部分や事業効果の部分にかかわってという部分で答弁いただきまして、その答弁については理解できました。それでお話を今伺っている中で、やはり具体的にさまざまな検討も進んでいるのではないかという印象を持ったのです。例えばですけども、ちょっと重複しているのではないかとか、おそらく見直しの方針にあたって、もう既にある程度のそういう具体的なものは出ているのではないかと思ったのですけども、これは示せる段階にないから示すことをしないのか。それともちょっとその先のことはわからないからとか、そういうさまざまな状況的な部分、もし、ある程度あるのであれば私は出すべきだと思うのです。そこで議会としての対応も議論をした上で図られるわけですから、そういった共有の観点からも、ある程度見直しが、特に重点的な部分あるのであれば示すべきだと思うのですけども、いかがですか。

### 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) ここで3ページの(2)の説明、健全化プランというとこの抜本的にというこの言葉を捉えますと、ここの部分については26年3月作成の健全化プランの内容をそのまま列記していると。いわゆる当初こういうような抜本的な見直しするということで、このプランの中で、前回25年のときに、こういった内部管理経費の見直しなり、事務事業の整理合理化、各施設の見直し等を行ってきたということで、そこの説明なのです、抜本的にということで。今回の見直しでさらに新たに抜本的に何かを見直すということは、今その玉というか、そういう部分は残念ながら持ち合わせてございません。では、その辺どうするのかといった部分につきましては、今後やはり事務事業の見直しという部分で、事務改善ですとか、そういった部分を今後ちょっと内部の業務の中でもう一度原点に返って見直して、今の業務がどういうやり方なのか、それと合わせて予算編成の中で何が必要で何が必要ではないのか、これはもちろん毎年やっていることなのですけども、そこをきちんと今年度も強化した中できちんと予算査定を行い、その辺の経費の節減には努めていきたいというふうには考えてございます。

### **〇委員長(小西秀延君)** 4番、広地紀彰委員。

○委員(広地紀彰君) 4番、広地です。まず記載の仕方の部分についてはわかりました。そういった形で既存のさまざまな部分の見直しを聖域なく図っていきたいというお考えであろうというふうにして私も理解をするところではあるのですけども、ただ、具体的な話がやはり予算査定や、あと実際に予算上程された中でそのあたり整理されて出てくるだろうという部分で、

見通しも私持つのですけども、ただ、今回のプランの見直しにあたって、特に一つこの事務事業の見直し中で少し後進的な部分で記載されていると感じたのが、業務の効率性と町民サービスの低下、まずそこに対して今回のいただいた資料の中の3番の(4)になります、厳しい削減を続けていることから、この効率性の部分、そして町民サービス低下、これに対しては一定の配慮するというふうにここに書いてあります。こういった部分、実際にないということなのですけども、例えばですけれども職員や教職員住宅の修繕ほとんどやっていないといった部分、そして今、事務用共通消耗品のお話だと思いますけども、古侯副町長のほうから職員がいかに削減にあたって鋭意努力されているかと、そういった部分は私も理解するところなのですけども、具体的にやはりこういった部分はやはりきちんと、具体的には当然予算で示されるとは思いますが、こういった部分の改善を図っていくことが、今事務事業改善という話もありました。こういったことが改善していくことがよりよい方向に向かっているだろうと、そういうふうなお考えをお聞きします。

### 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

申しわけございません。ちょっと抜本的という言葉に捉われてし 〇財政課長 (大黒克己君) まって私も、抜本的に大きな改善という部分の玉があるかという部分でちょっと捉えたもので すから、今ちょっと持ち合わせないというお答えをしてしまいましたが、ここのいわゆる業務 の効率性や町民サービスの低下を招く状況もあることからという部分、一定程度必要な経費に ついては予算措置を行うという考え方はちょっと説明をさせていただきたいと思うのですけど も、これまで業務の効率性ということで、先ほど古俣副町長がご答弁した鉛筆1本の話もそう なのですけども、例えば今、庁内の内部業務の中でファイリングシステムということで、こう いったものを全部これをこういうファイリングをしてロッカーのほうに入れるという整頓の仕 方を行って、今バインダーというのは使っていないという、これは古くからやっていますけど も、そういった部分のこの消耗品一つとっても全てここの見出しを全部はがして、これを全部、 新たに買うのを経費を節減するために、これをはがして、実際何度も使っているという。ただ、 このはがす時間というのは実際どうなのですかと。そこも細かい話ですけども、そういった部 分のいわゆる業務の効率性がそこまでやることによって本当に経費の細かいところを削るとい うことが本来の業務にとってどうなのだというところも考慮しなければならないというのがま ず一つです。それと、町民サービスの低下を招く状況という部分については、これは今回のプ ランの中に示した部分だけではなくて、やはりそれこそ道路の維持補修経費にしても、公住の 維持補修にしても、やはりかなり絞って予算査定をしてきているという状況で、担当には大変 申しわけないのですけども、頭を下げてもらって何とかしのいでいっているという状況もあり ますし、それが実際やはり町民のサービスの低下につながっているということは十分承知して おりますので、その辺の部分を町民サービスの低下を招かないような予算措置という部分も考 慮していかなければならないだろうというような、今後の事務事業の予算措置についてはその ような考えを持って対応したいというふうに考えてございます。

○委員長(小西秀延君) ほか、ございませんか。

13番、松田謙吾委員。

**〇委員(松田謙吾君)** いろいろ議論、事務事業にはあるのだけども、先ほどの古俣副町長の 鉛筆1本の話までいっていますね。だけども一方では地方創生事業の助成金、どんどん振りま いていますね。一方では町民にどんどん10年間、私から言うと、やれるものみんな事務事業の 見直し奪って、そうしたら今度は地方創生事業でどんどん金をばらまいている。私から言うと です。事業者に 200 万円ぐらいくれたり、空き家に何百万円くれるとか、アメリカまで旅行に 行く、水俣市に行くとか、どんどんお金を使っている。これが少なくても町民はわかっている 人もわからない人もいるだろうけども、私からすれば、この事務事業は一方ではどんどん首を 絞めておいて、細いパイプで全て上からたたいておいて、一方ではなんですか。アメリカに行 ったり、あちらに行ったり、こちらに行ったり。半端な金ではないでしょう。 2億800万円か 何ぼ使っているでしょう。これが整合性は合うのですか、町民が納得する。もう少しそちらの ほうをきちんとしめないとだめです、私から言うと。何もしめるというのは、やめるとか小さ くすれと言っているのではないです。もう少し事業を選択して、もう少し慎重にかからないと。 きたものはどんどん上げる、そして今あるものがどんどんしめる方式です。蛇口を閉めて、一 方では蛇口どころか大きなパイプで水が入っているのです。行動を直さないと私は納得しませ ん。町民も納得しないと思います。町民にどうやって説明するのですか。この辺をもう少しき ちんとしないと、一方でいくら汗をかいてもだめです。どうですか。

### 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) 確かに事務事業の見直しの部分でこの 10 年間、こういった具体的な方針も定め、お示しした中で、かなり町民のサービスの低下を招いたというふうには、これは私も事実だと思っております。大変申しわけないと思っております。そういった中において、地方創生の部分、これについては国の地方創生の趣旨、それと町の考え方に基づいて予算を措置したというふうに考えてございますので、その辺は実際、既に支出したものもございますけども、今後におきましてはやはりその辺の今松田委員おっしゃったとおり、やはり慎重な事業選択も必要だと私も考えておりますし、そういった意味では、例えば政策調整会議、あるいは経営調整会議、それから経営会議という中で新たな組織体を組んだ中で十分にその辺の議論も進める必要もあると思いますし、もう一つは、これはこれまでのちょっとシステムを見直しまして、予算編成の中でこれまで前田委員からも以前もご提案ございましたとおり、やはり最終的にお金を握っているのは財政課ということで、今後事業費、政策予算についても最終的なお金の出し入れという部分については財政課が責任をもってやるという方式に今年度からちょっと転換しまして、そういった部分できちんと財政規律を守って、あるいはその町民サービスの整合性、こういったものも十分配慮しながら、その辺は見直しながらやっていきたいというふうには考えてございます。

○委員長(小西秀延君) 12番、松田謙吾委員。

○委員(松田謙吾君) そのとおりだと思います。ただ私は、大黒財政課長だから言うのだけども、大黒財政課長は、財政はよくなって職員給与を上げたいほうですね。私は職員給与を上げるのを反対でも賛成とも今の時点では言わないけども、そういうしめるところと、大風呂敷するところと整合性が合わなければ、その上に職員給与が成り立つのです。ここのところだけは私は勘違いしないでほしいし、例えばこの白老町の住民で風呂のない方たくさんいます。今、象徴空間であのお風呂がなくなりますね。これをきちんとやはり示して、そういうことも示して事務事業の見直しというものは大きな声で胸を張って言えるように、みんなあの事務事業の見直しをやっているのわかっています。気の毒なくらいです。先ほどの鉛筆1本の話でも。しかしもう一方では大風呂敷をふって、今言っていることは町民のそういう困ったやつは人任せにしようとしていますね。そうでしょう。誰かやる人いたらやらすのだという言い方だから。そういうことではなく、もっと事務事業の小さいことばかりではなく、大きなそういう町民の視点に立って、やはり私はこのプランの見直しも含めてやっていただきたいです。

### 〇委員長(小西秀延君) 古俣副町長。

〇副町長(古俣博之君) 先ほどもお話というか、答弁させていただきましたように、事務事 業の押さえ方については、基本的にはこれからも決して財政規律のところを外す中での見直し といいますか、ただ広げていくというだけのことは、それは決してしていくべきではないとい うことは十分押さえております。それと、今松田委員からもご指摘があったように、しっかり と全体を見た上での財政の出し方といいますか、そこのところは本当にしっかりしていかなけ ればならないと言われながらも、町民から見ていたら本当にどこに何のためにというあたりが、 しっかりとした理解が不十分なままに財政の出動を行っているという、そういう誤解の生まれ る原因をつくっているのではないかというふうなところはしっかりとしていかなければならな いと思っています。ですから、今の大黒財政課長のほうからもありましたように、今回政策づ くりにおいても、これまで以上の政策会議というだけではなくて、やはりまちの運営というふ うなところで経営会議含めて、そのつくり方、政策議論の仕方のシステムづくりを変えてきま した。もう一つは、財政の押さえ方を最終的にどこでやるのかというふうなことで、5日から 来年度の予算編成を始めていきたいと思っているのですけども、そういう中で企画が果たすべ き役割と、それから財政が果たす役割とも、そのあり方をしっかり押さえた中で財布は一つだ と、その財布をいかにしっかりと使っていくかと。それも要するに町民の幸せづくりのために どういうふうにして財政の執務を図っていかなければならないかということを、しっかりとき ょうも理事者会議の中で確認をして、今後、5日の各課の説明会においても、そこのところは 職員に示してまいりたいというふうに、今進めておりますので、この事務事業のあり方につい ては具体的でない、先ほど大黒財政課長のほうで打ち出しの玉というのはどこなのかというと ころがありましたけれども、そういう点での具体性の部分は本当にご指摘のとおりでございま すけれども、決して最初に申し上げたように、単なる大風呂敷を広げていくということではな いということだけは重々ご理解をお願いしたいと思います。

**〇委員長(小西秀延君)** 8番、大渕紀夫委員。

**〇委員(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。重々理解した上の話でなんだけど、今、松田委員が 前半に言ったこと。私は本当にそうだと思うのです。何なんだろうかと。それは国から来るお 金で、こちらの事務事業には使えないということはわかります。十分わかっています。だけど、 鉛筆1本の話から、例えば 4,000 円の花の削ったやつも 100 人いても 40 万円です。だけど、国 から今きているお金は湯水のごとく使っています、町民の皆さんに。それも全員が対象かどう かわからない形の中で。何か早く手を挙げた人、説明を早く聞いた人が儲かるように、はっき り言えば。役場の職員を知っていれば儲かるような、そんなような印象すら受けるようなお金 の使い方。そしてその旅費、膨大な旅費。町費でそんなことをやれるのですかと思われること あります。それは国の金だからこちらにまわせないというのは百も承知なのだけれども、感情 としてはものすごいそういうのがあるのです。これはおかしいと、自治体のやり方はと、ここ の部分は。そうして、揚げ足を取るのではないけども、たった1本の鉛筆、それは役場の職員 の皆さん方が仕事のために使うものです。そんなものを削っていい仕事やれというのはおかし いのではないですか。私は財政規律を緩めるといっているのではないのです。だけど、そうい うものはふえたら堂々と説明して、議員にあんたたちこれを認めないのはおかしいのではない かというぐらいのふえたって私はいいのではないかと思うのです、本当に。そうでなくて、本 当に役場の職員が仕事できるのかと思うのです。萎縮する。そんなのだったらやらなくてもい いのではないですかとなってしまうのではないのかとすごく思うのです。だから、今回これが 出たときに見て、財政健全化から全く横写しで数字が入っているだけですね。そうしたら、本 当にこの中でふえるものもあるのではないかと思うのです。削らなかったら健全化プランでは ないみたいな。これは違うと思うのです。前田委員が言ったのは、そういう議論がされて、玉 なんか大きくなくても小さくてもいいのです、そういう議論がされたかどうかということは、 これはやはり議会の抵抗あるかもしれないけれども、ふやしたほうがいいとか、というものが 本当になかったのかと思うのです。そういう意見を吸収することが健全化プランをつくる上で 1番大切な部分だと私は思っているのです。外に出ているのを見てください。本当に国の交付 金、もうあれはめちゃくちゃです。そして3回目また出て、そしてもう町民に使われるわけで しょう。本当にそういうものは検証をものすごく厳しくやるべきだと思います、これだけやっ ているのだから。というのが本来の健全化プランのあり方ではないですか。例えばそれをよけ ておくのではなくて、振りかえて使えるものが本当にないのかどうかと本当に研究してほしい です。やはりそういうのが健全化プランをつくる上で私は1番大切だし、町民の生活の援助を するだとかというのは、そういう意味のことでなかったら見直す意味がないです。削ることだ け、何か雑巾の話をしているまちが大きなことなんかはできないです。だから、そこら辺を私 はやはり堂々と職員はいうときは議会にも言ったほうがいいです。私はそういうような健全化 プランの見直しをしてほしいと思うのです。たまたま事務事業でそうやって言ったけども。

〇委員長(小西秀延君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 今、ご指摘いただいた最初の部分の地方創生の交付金のあり方については、これまでも議会の中でもいろいろとご指摘、ご意見賜っていたわけですけども、決して交付金の使い方をむだに使うというか、そういうことの観点は決してあるわけではなくて、やはりまちづくりの観点として、それが必要であるという視点に立って使っているということはご理解をお願いしたいのですけども、ただ、やはりきちんとしたその検証の問題だとか、それから本当にこの本町にとって、その事業が必要性のあるものなのかというふうなあたりは、重々交付金をとりにいくときも含めて一定限のお話は議論をしながらやっているわけですけれども、もっともっとその精度を高めるという意味では、これからの検証を含め、今後どういうふうな形でまた交付金が出るのかわかりませんけれども、使い方については十分考えてまいりたいというふうに思います。それと同時に、そのあたりのやはり町民、それから議会への説明のあり方といいますか、そこの不十分さがやはり誤解を生むといいますか、本当にこれでいいのかという疑問を呈するところになっているのではないかというふうに思っておりますので、その辺のところもしっかりと検証を図りながら、十分な議論を図りながら、ご理解をいただくような提案の仕方はしていくように努力をしたいというふうに思います。

# 〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。

**○財政課主幹(冨川英孝君)** すいません、先ほど来、事務事業の関係については進捗状況の 丸写しではないかというようなご指摘もちょうだいしております。その辺については、どのよ うに資料として提供させていただくのがいいのかというのはこちらのほうでも検討はしており ました。ただし、大黒財政課長のほうからも先ほどお話あったように、やはりもう少し大きい 視点で財政健全化プランの見直しをしていきたいと。この事務事業については、今までこうや ってやってきました、ただし内部管理経費含めていろいろと見直し、効率性の部分含めて、見 直していかなければいけないだろうという思いもあって、確かに今後正直この辺の中身になっ てきますと、各年度の予算編成の段階で議論をしていくもの、方針は決まったとしても、一つ 一つのものについてはやはり予算の中で議論すべき内容になってくると思うのです。そういっ た中ではやはり大局観というか、今後業務の効率性ですとか、やはり町民サービスに必要なお 金というのをしっかりその辺で議論していきたいという思いもあって、今の段階ではこういう 数字というような形で上げさせていただきました。プラス、やはり実は昨今の災害の関係、関 心高まっている中で町の職員の作業着の関係です。今、作業着というのは貸与しておりません ので、職員が自分たちでお金を出して自分の分は自分で買っているというような状況にありま す。こういったものが、この災害の対応するときにどこの職員かわからないというのが困ると いうようなものもあって、実はこの中には載っていませんけれども、皆さんご存じかと思いま すが、2年ほど前ですか、オレンジ色のベストをしっかり職員が着用して災害の中で町の職員 だというのをしっかりわかるような活動体制を整えるようにということで、そこは手当てをし たというような状況があります。昨年、その前も作業着の関係については、そろそろ貸与して、 しっかり町として統一したものを着用すべきではないかというようなところもありましたが、

いろいろと見直しをしている最中、そしてプランの見直しが今年度にあるということも含めて 見直しを、手当てすることをやめてきたという経緯もあります。ただし、やはりこういった災 害の部分の関心がある中で、実は本体の部分で誰が誰だかわからないというような状況、そう いったものはできるだけ、こういったことをすることで職員の処遇が改善されるというわけで はなく、やはり有事の際の町民の効果という部分では必要になってくると思うのです。だから そういった部分も含めて総体的に議論をしながら、そういった内部管理経費というのか事務事 業という部分については、今後も検討を進めてまいりたいというような思いの中で今回の資料 作成に至ったというようなことになってございます。ご理解いただければというふうには思っ ているところであります。

## 〇委員長(小西秀延君) 岡村総務課長。

〇総務課長(岡村幸男君) 私のほうからも若干、説明をさせていただきます。今回の事務事 業の見直しの中では、総務課のほうも行革という立場でやはり財政課のほうと協議をさせてい ただいておりました。一昨年、25年のときの事務事業の見直しが、今回も全事務事業に対して やる必要があるのかどうかという、そういう議論も随分させていただいた中で、その前回の取 り組みの中身を見させていただきましたら、やはり相当厳しい内容の見直しを行ってきたとい うことを踏まえて、これ以上の町民サービスを削減するような考え方が本当にできるのかとい うことは、やはり今回はそうではなくて、あらためて今行革の中では第5次の行革を継続して 進めると。それから、4次の集中改革プランというのを進めるという中で、もう少しその中で きちんとした議論をしていく必要があるのではないかという中で事務事業の見直しをもう一度 やっていきましょうと。ただ、この主たる目的は、考え方としては、今、国が考えているよう な庶務的業務の総合的な管理体制はどうかですとか、民間委託をどうやって進めていくかです とか、そういう方向性になるかと思うのですが、個々の細かな事業どうだこうだでは基本的に ないです。いわゆるそういう大きなスタンスで物事をもう一度整理していく必要があるだろう ということで、事業の見直しは進めていこうということで、現在その作業を進めているという 状況でして、これは近々そのようなものが行政改革委員会の承認を得られれば改めて議会の皆 様にも説明する機会を得たいというふうに思っております。個々の実は見直しといえば、例え ば旅費をどうするかですとか、先ほどの作業服はどうするかですとか、その鉛筆1本どうする のだという細かな、実はそういう経費の見直しというのは当然あります。これは、先ほど冨川 財政課主幹が答弁したとおり、やはりそれは予算査定のタイミングの中できちんと見直しをし ていく、そういう状況にしていきたいというふうに考えております。そういう中で今回の事務 事業は、そういう大きなその視点の中で整理をしたいというふうに考えてございますので、ご 理解をいただきたいというふうに思います。

# **〇委員長(小西秀延君)** 8番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) 8番、大渕です。そこの部分わかりました。それで、やはり大黒財政課長がこの見直しのベースの説明をしたときに、見直し方向は今回こういう形でやりますとき。

ちんと言いましたね。それがやはり、例えばこの事務事業の中にも反映されて、我々が理解できるような形で反映されるような提起の仕方をぜひしてほしいと思うのです。それはどういうことかというと、もちろん財政規律は絶対守るということです。一部でもむだを使って、だけど必要なものは今の作業服ではないけども、それをここに出すかどうか別にして、私が言っているのは、それはそういう形での提起をきちんとするということなのです。そこが大切ではないのかということを言っているのです。それをただ絞ることしかここに提起できないなんてなると、議会と町は車の両輪なんかにならないでしょう。私はそういうことを言っているのです。それは当然、その前提は、財政規律はきちんと守るということは大前提になっているということなのです。それが何か今回出たら、前回と同じようにしか見えなかったという、それはほかの議員さんも含めてそうだったのではないのかという印象があったから私は言ったのです。そこが本当は1番見直しの中で大切だったのはそこの部分だと思うのです。

### ○委員長(小西秀延君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 本当に今各委員の皆様方からご指摘いただいた、先日の8月4日に ご提案申し上げた今回の健全化プランの見直しの基本のところ、その方針のところをどういう ふうにして全ての見直しのところで具体化、具現化を図っていくかと。そこのところをしっか り委員の皆様方に、または町民の皆様方にご理解をいただくような、そういうところは今後十分押さえた中でのご説明をしていきたいと思っておりますし、もちろんこれまでも役場内部で十分議論はしているつもりで今回ご提案をさせてもらっているわけなのですけども、まだまだ十分な視点の欠けている部分が今のご指摘にあるのではないかというふうなところはしっかり と受けとめて、再度また私たちの中でのそのまた議論も深めてまいりたいというふうに思います。

○委員長(小西秀延君) ほか、質疑をお持ちの方。

5番、吉田和子委員。

○委員(吉田和子君) 5番、吉田です。1点だけお願いをしておきたいと思います。というのは、今後の課題と展望の中に必要な経費については予算措置を行うことも見直しの課題として捉えており、費用対効果を検証しながら適切な町民サービスの提供に必要な経費の計上に努めていきますということがありました。いろいろな地方創生の交付金の使い方といろいろな議員がおっしゃっていましたけれども、私は1点、内部管理経費の見直しについては、私は、これは内部で検討して十分理解を得られる形をやっていくということが、もちろんそれはやられるということですので理解しています。必要なものはやはり必要として議会を理解させられるだけの理由があれば、それは私はきちんと見直しをしてきちんと訴えるべきだというふうに考えております。1点、事務事業の整理合理化のほうです。古侯副町長、先ほどからずっと言っています。内部いろいろな検討会議、いろいろな会議でこれからやっていきますと。そして岡村総務課長からも政策検討会議ですか、経営会議、それから行革のほうも言っていましたね。そういった方々のメンバーのいろいろな話を伺ってやっていくというふうにお話しされていま

した。私はこの事務事業の整理合理化については、やはりこのやったことが町民にどういった 影響を与えたのかということをきちんと検証してもらいたいと思います。机の上で内部の役所 の職員が本当に町民のその思いの姿を見えているかどうかだと私は思うのです。この間、予算 のときちょっと言いました。高齢者の対話の話をしました。財政が厳しいから町民は我慢しな ければならないというのは町民十分に理解しています。何か言ってやってもらえないときは、 これは財政厳しいのだからしようがないというのが町民みんなの会話です。だけども、今回見 直しする中でやはりその中でさらにその町民のサービスが見直していくということであれば必 要性がどうなのか。やったほうがいい、町長よく言われるのですが、アンケートとったらやっ たほうがいい、あったほうがいいとみんな言うと思うと。それは当然そうなのです。だけどそ のことで苦しみ、寂しい思いをしている方がいるという、そこに視点をきちんとあてないと、 まちの活性化が何ぼ活性化なっても、生活の本当にそのすき間の中で暮らしている人たちに光 が当たらない行政の財政のあり方というのは、私は目が行き届かないことではないかというふ うに思います。ですから内部でもうどんどん検討してもらって、それを理解できるだけの説明 は十分する。そのことが町民に本当にそうだねと、私たちもずっと我慢してきています、だか らそれをここだけ今回少し変わったねと、やはり白老いいねといわれる言葉が町民から出てく るようなサービスの見直しを少しずつ、少しずつ変えていかないと、黙って白老を去っていく 老人がいるということなのです。そのことを奥底において考えていただきたいというふうに思 います。

〇委員長(小西秀延君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 本当に今、ご指摘いただいた部分での内部の議論がどこに目線が置いてなされているかというところは、しっかりとしていかなければ、この役場の中だけがよくなればいいということは決して私どもは持ってはおりませんけれども、なかなかやはり役場内部のところがどうなのだというふうな話からなっていったときに、町民のおかれている立場というか、町民目線がどこかに置き去りになっていくような部分が本当にないのかというふうなところは十分意識しながら、この事務事業のあり方についてはお互いに、ともに役場で働く職員も、それからサービスを受けられる町民の皆様も、やはりよかったというふうなところの観点がどこにあるのかというふうなところは十分押さえて、事務事業ばかりだけではなくて、プラン全体の見直しの基本として持って進めてまいりたいというふうに考えます。

○委員長(小西秀延君) ほか、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3時 5分

再開 午後 3時15分

○委員長(小西秀延君) それでは、休憩を閉じて、次に入ります。

4点目の補助金について、担当からの説明を求めます。

冨川財政課主幹。

- **○財政課主幹(冨川英孝君)** それでは続きまして5ページ目、4. 補助金についてということでご説明させていただきます。
- (1)取り組み方針につきましては、「補助金等の見直しに関する基本方針」に基づき、補助金制度の見直しを行うとしたところでございます。
- (2)補助金については、長期にわたり存続しがちで見直しが行われないといった課題もあったことから、性質別に分類して、補助制度を見直すとする趣旨のプランとなってございます。
- (3) 現在までの状況ということになりますが、現在、性質別に分類し、イベント補助の廃止、あとは団体活動補助等については、28年度から事業補助に転換し、原則として3カ年のサンセット(終期設定)方式として、予算措置を行っているところであります。

経常費における補助金の状況の中で、すいません、2点訂正をお願いいたします。平成 27年度、79件とございますが、ここは 74件となってございますので、訂正のほうをお願いしたいと思います。同じく、28年度も 79件となっておりますところ、28年度につきましては 70件というふうに訂正をお願いしたいと思っております。ですから、改めて平成 26年度 77件、1億 9, 485 5 5 6000 円、平成 600 円、平成 6000 円、平成 6000 円が正解というふうになりますので、大変申しわけございません。よろしくお願いいたします。

そういった中で(4)今後の課題と展望というところでございます。原則については、今後も補助金の見直しに関する基本方針に基づいて適正化に努めてまいりたいと考えておりますが、現状等を勘案し、見直しの必要性が生じた場合は適宜検討を行っていきたいと。特に、本町を代表する「白老牛肉まつり」、もしくは「しらおい港まつり」、こういったところ、それから福祉関係団体等に対する補助金については、現時点で再考を要するものと認識しているというようなところで、今回のプランの中で少し見直しができればというふうに思っているところでございます。

○委員長(小西秀延君) 補助金につきまして、質疑をお持ちの方どうぞ。 13 番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 先ほどの古侯副町長の事務事業の見直しの基本的かつ具体的な答弁で理解した上でお聞きします。それで(1)で、補助金等の見直しに関する基本方針について、補助金の制度の見直しを行いますと、こうなっています。これはいいと思います。それで(4)です。ここで、適宜検討しますとか、現時点で再考を要するものと認識していますと、こうなっていますね。いいのだけども、この補助金というのは、多分ご存じだと思うけども、一つの縛りをしておかないと、これは裁量権の恣意的な原因になるのです。十分にこれはチェックするところがはっきりしないと非常に恣意的な部分で出されますので、そこでお聞きしたいのは、前回もこれは担当のほうできちんといいものをつくっていると思うのですけども、補助金等の

見直しの基本的事項、それと補助金等交付基準、補助金等の見直し基準、これをきちんとつくっているのです。これをきちんと、原則はこれを原資とすることとして、あとは論点整理をきちんとして、もし出すものは出す形の中で、これを守って論点整理をして出すべきだと思いますけれども、今後、この補助金の見直しの、私言いました補助金等の見直しの基本的事項と補助金等の交付基準、補助金等の見直し基準、これをきちんと整理をして、それにマッチしたような形の論点整理をして見直しすべきだと思いますけどもいかがですか。

- 〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。
- **○財政課主幹(冨川英孝君)** ご指摘いただきましたとおり、今後、補助金を自由に裁量に基づいて出すというような認識は当然ございませんので、必要に応じてそれらについても整理した上でお示しして、今後の一定の縛りというのは当然必要になってきますので、そういった中で運用を図ってまいりたいというふうに思ってございます。
- **〇委員長(小西秀延君)** 13 番、前田博之委員。
- ○委員(前田博之君) 必要の上ではなくて、今これは議論していますから、それに皆さんがきちんと理解するような、今言った二つの基本的事項と基準をきちんと整理して出してください。そうしないと議論になりませんので。そうしないと後から整理しますといったら、今言っている裁量になってしまいますから、きちんとそれをここで理解して見直すということにしていただきたいと思いますが、いかがですか。
- 〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。
- 〇財政課主幹(冨川英孝君) そのようにさせていただきたいと思います。
- ○委員長(小西秀延君) ほか、ございませんか。
  8番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) 8番、大渕です。細かいことはいいですけども、基本的な考え方と補助金の考え方を聞きたいのです。それはどういうことかというと、今回の加速化交付金が出されました。それで、町が補助金を出す場合は、人件費補助として名をうっている分については出せるのですけども、例えば同じ加速化交付金でもアイヌ施策推進室が出したものについては人件費は認めないとなっているのですね。ところが商工会経由で出ていっている、例えば6団体なり、何団体なり出しているものについては、商工会の補助金の要綱の中で人件費認めるとなっているのです。現実的に人件費認められています。これは町が基本的に出している部分については、人件費は、商工会とか別です、そういう人件費ではなくて、そこの部分は基本的には認められていないような形になっているのです。ここの整合性はどういうふうに考えるのか。理由はいろいろ聞きましたけれども、やはり同じ金が出ていってそうふうになるというのは、私はどうも納得できないということが一つ。この上限200万円ですか、これは100%補助ですね。実際に100%補助なんて、もっとすそ野を広げ、全町の事業者、例えば小さい事業者まで入れればものすごくたくさんあるわけですから、そういうところもきちんと申請できるようにすると。徹底するということになれば、やはり100%補助というのはなじむのかというふうに

なると思うのだけども、細かいことはいいですけども、もしわかっていたらそこの部分はやは りこの補助金の中できちんとしておく必要があるだろうと。今回の加速化交付金で3回目のや つが出ていますね。だからそこら辺が、何か町が出す補助金は人件費認めていないのに、商工 会通せば認めるというのは趣旨が違うとはいうのだけども、同じ加速化交付金でそうなるとい うのはやはりおかしいのではないかというふうに思うのだけども、その辺どうですか。

# 〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。

**〇財政課主幹(冨川英孝君)** ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。人 件費、大渕委員おっしゃるように、例えば商工会、観光協会、社会福祉協議会といったところ、 人件費含んだ団体運営補助というか、外郭団体補助としては人件費出しております。それ以外、 一応、原則としては人件費の中でも団体等の構成員の人件費というようなところですね、本来、 団体がしっかり見なければいけないようなものについては原則としてはやはり出さないと。し かしながら、事業に直接従事する人件費というか、例えば後段の2点目の質問に関連するかと いうふうに思いますが、例えばこの交付金の関係で実際に事業をそのために雇ったりするよう な人件費については補助対象としているような状況があります。それから100%補助という関 係です。原則として、経常的なものについては、2分の1というようなところ、これについて は現行のプランのときにもしっかり議論させていただいて、そういった内容の精査をさせてい ただいたかというふうに思っております。しかしながら、今回のような加速化交付金、あくま で事業をさせるために全額を補助金として拠出して、そこで受けた団体で、例えば中身のいい 悪いはここはちょっと置いておいてという形になるかと思いますけども、そこの団体に 100% お金を出してそこで全部やらせるといった場合においては、事業の目的というような中で、原 則というか、100%出すことがすなわち否というか、だめではないだろうというふうには思って います。逆に言うと100%出して、そこでしっかりとした事業展開をしてもらうという意味で は 100%ここに充てるというような形の中で補助金を出しているというような形になろうかと いうふうに思います。

## 〇委員長(小西秀延君) 8番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) 説明としてはよくわかります。ただ、前半の部分についていえば、同じ加速化交付金でもアイヌ施策推進室から出したものは、人件費、事実認めていないのです。皆さん全部、資料、あれは議員にも配られています。だけど商工会通ったら認められるというのは、私はそれは違うのではないかと、一つは。それから、確かに 200 万円のやつは、50 万円の人もいればいろいろな人がいるでしょうけども、その事業費は 205 万円でも 200 万円、400何十万円でも 200 万円、5,000 万円でも 200 万円なのです。そういうふうに考えたとき、本当に 100%補助できるのかというふうにならないのかと。そうしたら 200 万円ジャストで 200 万円補助をもらったと、最高限度額もらったと。しかし、5,000 万円の人が 200 万円もらったら全然違うのです。それは、200 何万円の人ももらっているのです。やはりそういう矛盾を国の補助制度だとはいっても、そういう形で出すのは果たしていかがなものかというふうに思うの

です。だからそこはやはりみんなが等しく同じくなって、そうやってやったら申し込む人がいなくなったといったら、それは私も質問していて困るのだけども、すそ野が広くなるのであればやはり私はそういうやり方のほうが、町がやるとしてはやはりいいのではないかと思うのだけども、もう1回だけです。それがどうしてもそうやれとか、そういっているのではなくて、そこの矛盾をきちんと解決しないとだめではないのかと思うのですけども。

# 〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。

**〇財政課主幹(冨川英孝君)** 200万円という金額、2分の1という定率の補助ではなく、原 則上限を決めた定額の補助というような取り扱いになろうかと思います。そういった中では、 原資が全くなくて、まさにこういう議論は補助金の関係の議論の中では当然あると思うのです。 やはり団体として原資が一切ないのに、人の金だけでやっていていいのかという話はほかの話 でもあろうかと思います。ただし、そういった中でこの事業をやるにあたって、このお金をあ てにして100%補助をもらって、ただしその事業についてはしっかり遂行するというような中 での団体もいらっしゃるでしょうし、もしくは自分のところで一定程度お金を持っていて、そ れにプラスの要素として補助金をとらまえているというような団体、事業者もおったかという ふうに思っています。そういった中の整合性という部分で考えるときには、まずは1事業に対 して 200 万円というのが一つの整合性というような形になろうかと思います。それは補助率で はなく、定額ということで考えますと、1事業者200万円までいいというような中でいってい る中で言えば、整合性は一つ取れているというふうには認識できるかというふうに思っていま す。しかしながら一方では、アイヌの関係については、明確に人件費は認めないと、あくまで 文化伝承の活動に関してのお金を補助しますというような中では、やはりちょっとそういった 部分も同じお金を使った中での制度設計に、もう少し検討調整をする必要もあったのかという ふうには、その辺ところについては、大渕委員ご指摘される部分については、特段否定をする というものではないのですが、ちょっとそういった制度設計の中で今現在は動いているという 状況ですので、やはり交付金の関係については、3月の本当に時間のない中でいろいろと進ん できたという部分もあって、全部が全部しっかりとした制度設計かというと、なかなか難しい ところもあろうかというふうに思いますが、少ない限られた時間、限られた原資の中で、なる べく平等に公平な制度となるように、今後、補助金の関係、やはりそういった部分ではもう少 し内部での整理、精査して、できるだけ外に出るときに皆さんが活用できる補助の内容にでき るように私たちも注意を払っていきたいというか、調整してまいりたいというふうには思って おります。

## 〇委員長(小西秀延君) 8番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) そこはわかりました。ということは、なぜ聞くかというのは、加速化交付金、例えば町が単費で出す補助金では、そういうふうにならないのではないかと私は思うのです。議会も通らないのではないかと思うのです。加速化交付金だからそうなる。それからもう一つ、時間がない。それを討議させろというのではないです。時間がなくて早くやるとい

うことは、町民周知がどこまで行われたかということなのです。何か知っている人だけが得をすると。これはあってはならないことなのです。だから、私はやはりそういうことはきちんとしないと町民の中で情報が入る人と入らない人の差ができたり、同じいろいろな商売やっていて、同業者はたくさんいるわけだから、そういう中で知っている人と知らない人がいてそういうふうになるとしたら、それは違うと思うのです。時間がないということは理由にならない。だから、そういうことを考えたときにやはりこういう制度については、本当に町民の皆さんが国から金がきてよかった、私はここで事業をやれてどんどんこれからもっともっと人をふやしてやっていこうと、そういう趣旨なのだから、それは何も否定するものではないのです。ただ、公平性とそういうことからいったとき、それがどうなるかというあたりなのだから、そこは今の答弁でいいですけども、やはりきちんと議論して、そして全町民がきちんとわかって、知っている人が得をするのではなくて、そういう仕組み、システムをきちんとやはり確立してほしいと、この補助要綱なりの中で。そこはきちんとしてください。例えば商工会に出した分についていいというのなら、こういう論拠でいいのだというふうにきちんとしないと同じ加速化交付金なのだから。そこだけはきちんとしてほしいと思います。

- 〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。
- **○財政課主幹(冨川英孝君)** 先ほどもちょっといただきましたけども、出す団体によって差別が生まれるというような内容ではないと今の段階でも思っておりますが、そういったまさに機会の公平性ですね、やはりそういった中で広く町民に周知をする時間と方法等というのは今後検討してまいりたいというふうに思います。
- ○委員長(小西秀延君) ほか、ございませんか。 4番、広地紀彰委員。
- ○委員(広地紀彰君) 4番、広地です。補助金の見直し、今ルール化という部分については同僚議員のほうが質問されましたので私のほうから、まずこの補助金の見直しにあたってのプランの、この補助金の見直しの主眼というか、その補助金を出すにあたって、まず効率的や効果的に行われてきているかどうかと、この補助金に対しての検証が必要だということはうたわれています。または今補助交付対象事業の公平性などの観点から見直す必要があるということで、実際に見直しが図られてきて今28年度迎えたのですけども、このあたりどのような検証がされてきたのかどうか。関連して経常経費における補助金の状況ということで、今冨川財政課主幹のほうから説明がありました。これは臨時的経費の部分での補助金の部分も相当出ていると思うのですけども、そのあたりを含めた補助金の実態、そしてその検証のあり方について。
- 〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。
- **○財政課主幹(富川英孝君)** 原則といたしましては、プランの中で経常的な補助金の支出の 仕方を改善していきましょうというのがまず一つあったかというふうに思っています。そうい った中で団体運営、あるいは奨励といった性質になったもの、それとイベントの関係について は、まずはイベントはやめようと。団体活動と奨励については 28 年度から事業費補助というこ

とで、単なる団体運営には補助はしないというようなことの見直しを進めてきたというような 状況が、まず経常的な経費の中での補助金というふうになってございます。今回、ある程度見 直しをちょっと進めたいという中ではイベントの関係、それから団体の運営、ここはちょっと 中身をもっともっと検証しなければいけないとは思っているのですが、福祉関係団体ですとか、 やはり脆弱な団体に対しては少し言葉があまりよくないのですけども、緩めるというような言 葉を使うとあまりよくないとは思うのですが、やはりその活動というか、そこの意識啓蒙を高 めるというか、理解を広げるといった中では団体が淘汰されてしまうようなことがあってはい けないだろうと。そういった中では今までと一緒で決していいとは思わないのですが、それら に対しても補助をし続ける意義というのはあるのではなかろうかというようなところで、福祉 関係団体について少し見直しができないかというようなところを、まさに今検討を進めている 段階であって、このような書き方をさせていただいたというふうになってございます。この背 景というようなことになりますけれども、使用料等の減免団体の規定の中には、やはり行政を 補完する団体、あるいは専ら福祉を専門とするというか、活動主体とする団体だとか、そうい った中で減免の規定を設けている部分もありますので、単なる団体活動云々というような判断 基準ではなく、そういった行政への協力度合いというか、そういったものも少し検証できない かと。ただ、これをやると結構やはり団体数ありますので、どれもこれもというふうにするわ けにはいきませんので、もう少しその制度ですとか、そういったものを検討していきたいとい う中では、しかしながら一定程度見直しをしたいという思いの中で、本日の提案というか、ご 説明させていただいたというふうになってございます。一方、事業費の関係です。事業費につ きましては、先ほど来の加速化交付金の関係等々含めて、やはり団体に対して100%出して、 町が直接やっているかやっていないかというのは、判断がいろいろとあろうかと思いますが、 経常的な経費に比較しますと、やはり少し裁量が大きい部分があるだろうと。その効果、効用 というのはまた別の検証をしなければいけないとは思うのですが、そういった中では経常的な 補助に比べると、その裁量の範囲が大きいのかというふうには思っておりますので、そういっ た中で先ほど事務事業の見直しの中で古俣副町長、あるいは大黒財政課長のほうからも話あり ましたけれども、事業費の関係につきましても、29年度予算以降は、財政のほうで大きく権限 というか、持ってしっかりとそういった経常、臨時の区別なく、白老町の財政運営を行ってい くための体制を構築していきたいと思っておりますので、そういった中で経常費、または臨時 事業費、それぞれの補助の関係もいま一度整理してまいりたいというふうには思っております。

## **〇委員長(小西秀延君**) 4番、広地紀彰委員。

○委員(広地紀彰君) 4番、広地です。今回、補助金にかかる分で見直しということですが、 ちょっとここでは具体的なことが牛肉まつりや港まつり、また福祉関係団体に対する補助金に ついては再考を要するというふうにして具体的な記載があって何となく少し見えてきたのかと。 ただ、これは何で質問をしているかというと、まちづくりの姿をここで見せるべきだと思うの です。補助金の見直しについて、これを見直すことによってどんなまちづくりを進めていくの かが見えるべきだと思うのです。確かにちょっとマンネリ化している部分というか、そういっ た部分に対して効果検証が必要だという部分は今わかりました。ただ、今実際に牛肉まつりや 港まつりは本町を代表している部分なのかと。あと、福祉関係団体は町の補完や代行的な部分 もあるからというふうにして何となくわかるのですけども、ここはもっとこのプランの中でき ちんと位置づけたほうがいいと思うのです。政策的にどういう補助金については見直しを進め る考えになるかと。今お話を聞いていると、例えばですけども牛肉まつりや港まつりといった 経済振興にかかわる部分ですね、これはまちの元気を生み出す、そういう取り組みに対しての 事業に対しての補助金だということで、例えばですけども、そういったまちの元気に資するも のだとか、あとは今福祉というお話が出ましたけども、これをもっともっときちんと考えてい ったほうがいいと思うのです。例えば福祉といっても子育て世代を応援しているために補助金 を適切に執行していくのか、あとは逆に高齢者生活支援の問題が相当あげられていますけども、 そういった高齢者が年々増加していく中で、ではまちとしてそこに本腰を据えていくのかと。 そういったそういう福祉だとか、私は防災もあると思うのですけども、防災にかかわってのこ と。年々ひどくなっていく災害に対して、どのように共助や自助も啓発を図っていくのかと。 そういった部分も当然その指針にかかわってくるべきだと思うのです。だから例えばあとは町 の課題、いろいろな課題に対応するもの、さまざま出てくると思います。そういった、ここで 私は今後の課題展望の中に、ぜひそういった、具体的に上げるのも結構なのですけども、そう いったそのまちづくりのこういう部分に対しては特に補助金を通して振興していくのだという 考え方を示されるべきだと思うのですが、いかがですか。

## 〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。

○財政課主幹(富川英孝君) まちづくりの姿を描いていくという、それが伝わるような補助制度ということで、それに向けて現時点は検討を進めていきたいというふうには思っておりますが、まずここで出させていただいた、白老牛肉まつり、それから港まつり、それと福祉関係というところが、現状においてはすなわち課題として認識、直接的に認識しているといいますか、そういったような補助であろうかというふうに思っております。元気づくりというところになりますと、すごく判断基準いろいろと細かく設定しなければいけないだろうというふうに思っております。この中で港まつりと牛肉まつりといったところというのがまずは白老のまさに一大イベントというような位置づけのもの。それと港まつりにつきましては、午前中の議論で港の関係もございましたが、本来的には白老町のどさんこ祭りですとか、そういった本町の元々のお祭りの系譜を引いているお祭り、ですから町民の文化、慣習といいますか、そういったところを原点とするお祭りではないかというところもあって、この二つのイベントについては、現時点では例外的に認めていっていいのではないかというようなところで一つ考えてきたというところであります。福祉関係団体につきましては、先ほどのお話もございましたが、やはり平等な社会の構築、そういった部分の指定の中で少し目線を目くばせをというか、していく必要があるのではないかというところで、今回牛肉まつり、港まつり、福祉関係団体という

ようなことで記載させていただいたところでありますが、やはりそのほかの補助金どうするのだというのが当然ここで出てくると思いますので、そういった中ではもう少し、一つ一つのルールづくりをしっかりしていく必要があるかというふうに思っておりますので、今後の検討とさせていただきたいというふうに思います。

**〇委員長(小西秀延君)** 4番、広地紀彰委員。

○委員(広地紀彰君) これで最後にしますけども、今お話しいただいた内容は理解できるの です。そういった例えばですけども、古くから系譜を引いていて文化に位置づいてないかと。 そういったその認識に立てるような共通理解を得られるようなイベントに対してという。です から、そういったことをやはりきちんと打ち出していくべきだと思うのです。こういった指針 に基づいて、適切に執行していくというような考え方がやはり示されるべきだと思います。防 災にかかわっても、この間、例の台風 10 号の災害のときに町側の方たち大変頑張っていたとい う話を聞きました。真夜中に海沿いの方から避難したほうがいいと、町の役場の人が回ってき てくれたと。何かあったら危機管理室のほうに電話してくれとまで言ってくれたと。ただ、そ の方も真夜中に電話していいのかとためらわれたり、あと実際に電話番号をどういうふうにし て調べたらという部分で結局電話しなかったのです。ですから例えばですけども、自主防災組 織、そこの町内会は組織されていましたので、自主防災組織に対しての一定の補助金があって、 電話番というか、いざというときに頼りになるような連絡先を各戸にきちんと把握、掌握して もらえるような形だとか、さまざまな形でやはり共助だとか、そういった部分というのも可能 性あると思うのです。2万円執行しているのは私理解しています。ですけど、そういった部分、 安心安全なまちづくりなのだと。三つの柱の5分野にかかわってと。こういったまちづくりの 姿を示すためにやはりこういった部分きちんと指針を出していくべきだという部分と、あと、 まちづくり、経常経費に係る補助金ということで今回おさえるということでわかりました。そ の経常経費に係る部分で今後、これは詳しく話しませんけども、例えばまちづくり会社等も想 定しているという中で、経常的に執行していく、そういった部分にかかわっても、やはりきち んと構造的な改革も今後ちょっと必要になってくるのではないかという部分ありますけども、 そういった部分の見直しについて。

〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。

**○財政課主幹(冨川英孝君)** 自主防災組織、今例を挙げていただいたのでそこの関係になりますが、やはり地域の防災力というか、そういったものを高めていくためにはいろいろな方策があると思います。その中では地域においては自主防災組織、あるいは 28 年度予算でも計上させていただいておりますけれども、備蓄品関係の整備だとか、そういった部分も含めて、ちょっとそこの個別具体のものを私のほうでいい悪いというのはちょっと今申し上げられませんので、ただし今回こういうような意見もありましたというようなことで防災の担当ですとか、そういった部分とも協議しながら、そこの部分必要性については検討してまいりたいというふうに思います。あとは、今後の新たな政策といいますか、そういったものへの補助のあり方とい

うか、そういった部分になろうかと思いますが、現時点では既存の枠組みの見直しというところが主眼を置いているところでありまして、やはり新たな政策ですとか、そういったものについてはその都度といいますか、補助として運営すべきかどうかというところもあろうかと思いますので、そういった中では事業の検討の中でその支援のあり方、予算のつけ方というものを議論できればというふうに思います。

**〇委員長(小西秀延君)** ほか、質疑をお持ちの方。

11番、西田祐子委員。

○委員(西田祐子君) 補助金のことでお伺いします。1点目は、この補助金、平成27年度もそうだったのですけども、空き店舗活用創業支援事業とか、こういう事業を現実的に町内の事業者さんではなく、町内外から公募とはなっているけども、実際には町外からの公募というのはほとんどないし、また町内の事業者さんといっても、そこの空き店舗を活用するとか何とかといっても、その近所の人とか、そういう人たちは全く対象にならない、対象外になってしまう。やはりこういう補助金事業を組み立てるときに、町外から連れてくるということも大事だけれども、町内にいらっしゃる事業者さんが使い勝手のいい組み立てを一つ考えていただきたい。そうではないとせっかくの国の地方創生加速化交付金事業といっても、町内の人たちが事業できなくなって廃業したり、町外へ出てしまったら何もならない。やはりそういう点も一つ考えていただけるような組み立てを考えていただきたい。

2点目が福祉関係なのですけども、福祉関係といいましても2種類あるのです。当事者の団体と、それを補完するようなボランティア団体があるのです。以前もそうなのですけども、この10年間、私が議員になりましてからずっとこの補助金カットされてまいりました。ですから福祉ボランティアの団体も当事者団体の団体も一律にカットされるときはカットされるのです。私はそれはやはりおかしいと思うのです。やはり当事者団体の人たちの補助金をカットしていって本当にいいのかと。先ほども見直しするとおっしゃっていましたので、だったら現実的に当事者団体と福祉ボランティア団体の違いはどこにあるのか。やはりその点もきちんと精査していただきたい。なぜかと言いますと、例えばこの一つ手前の事業の見直し、事務事業の見直しのときでも言おうか迷ったのですけども、難病患者の方々が相談する窓口、白老町で持っていないのです。結局、担当職員がいないのです。今は健康福祉課のほうの保健師さんが本当にボランティアで、気持ちで相談窓口になってくださっている。これはおかしいと思うのです。やはり本当に福祉関係のほうの補助金とか、そういうものも考えるのであれば、きちんとその辺を精査していただきたい。できれば、その難病患者の相談窓口、誰か担当職員をつけていただきたい。三つあります。すいません、お願いします。

〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克己君)** まず1点目の空き店舗の活用の関係でございますが、実際これは 経済振興課のほうで組み立ててやった事業でございまして、実際は町外からということで募集 したというふうに私も理解してございますが、今後においてはやはり町民にも使い勝手のいい 補助金というのは、それは当然のことだと思いますので、その補助金の趣旨、その辺も考慮した上で町内の事業者にも使えるような補助金の組み立てができるのであれば、もちろんそちらのほうも優先的に考えていかなければならないと思っておりますし、それについては私どもも今ご意見いただきましたし、これは経済振興課のほうにも今後やる上で伝えておきたいと思います。

それから2点目の、福祉関係補助金の当事者、ボランティア団体という部分で、一律カットという部分は確かに過去やってきた経緯がございます。これはどういうことかといいますと、やはり補助金を減らすという、削減するというところが前提でありましたので、その実際の活動であったり、その辺はちょっと一歩後退したというか、その辺の判断を少し余り考慮せずにもう削減の部分で走ってしまったという経緯がございます。そういった部分の反省も踏まえまして、今回のこの補助金の見直しについては、やはりそういうボランティア団体にしても、当事者団体にしても、今後の活動という部分を考慮した上で、一律カットという部分ではなくて、いかにその団体が今後、活動していけるのかという部分、活動内容を十分承知した上で、その辺の補助金の配分といいますか、考えていかなければならないというふうには考えております。それから、難病患者の関係の相談窓口という部分につきましては、ちょっと今、私の財政課の担当でお答えできる部分ではございませんので、岡村総務課長のほうからお答えいたします。

# 〇委員長(小西秀延君) 岡村総務課長。

○総務課長(岡村幸男君) 健康福祉課での相談、基本的には福祉でお困りの方、障害をお持ちの方ですとか、それとか今のように病気でお困りの方、いろいろな方が相談に訪れるということで、先ほど言われたようにボランティアで保健師さんが対応してくれているというようなちょっとお話だったのですけども、本来の業務の中ではそういういろいろな方がいらっしゃるわけで、それをどこの窓口できちんと対応するかということは、今のお話の中ではやはり健康福祉課が適切な窓口なのかという感じがするのです。ただ、今がそのボランティアだというような受けとめ方をされているということであれば、ちょっと違いますので、その辺は確認してきちんとした対応ができるようなことは考えていきたいというふうに思います。

## **〇委員長(小西秀延君)** 11 番、西田祐子委員。

**〇委員(西田祐子君)** 1点目の空き店舗については、ぜひお願いしたいと思います。

2点目の福祉関係の当事者団体と福祉ボランティアの関係、やはり当事者団体が一生懸命頑 張るということは、それなりに町に対して負担をかけないで自分たちでやっていこうとしてい るのだから、反対に出さなくてもいいものを自分たちでやっているというふうに理解していた だかないとちょっと違ってくるのかと思って言わせていただきました。

それと3点目の担当職員が、窓口がいないのです。ですから、事務事業的なことをボランティア団体ではないのですけども、難病患者が相談したくても、その事務をやってくれる職員がいないのです。ですから保健師さんが担当するのではなくて、本来は難病患者の人というのは道が担当するので苫小牧保健所なのです。でも苫小牧の保健所まで行けない方などは、白老の

いきいき4・6窓口でちょっとした事務的なこととかいろいろなことを相談したくても、その担当職員がいないということなのです。ですから、ボランティアでやってくださるというのは、その方がたまたま詳しいから、私が代わりにやってあげますと言ってくださっているので、そういうようなふうに行革の中で削られてしまったという部分があるのです。それがもし本当にその窓口がきちんと職員がいてくださるのなら、私はそれはそれで構わないけども、どうしてもそのわずか白老町に手帳をもらって医療費の補助をもらっている人たち190名くらいだと思うのです。そして難病患者全体を見ると大体400名近く白老町にいるのかと、潜在的な。それを含めるとそれなりの数の方がいらっしゃるので、やはりその辺はきちんと事務事業の中でもしていただければありがたいと思って言わせていただきました。

### 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克己君)** 2点目の福祉関係団体の補助の関係につきましては、前回のプランの見直しの中で記載しています、補助金等の見直しに関する基本方針というのは、これは全ての補助団体一律に全部該当させているという状況だったものですから、今回の見直しの中ではやはり福祉関係団体は別途、きちんと精査した中で、今後の活動をある程度保障できるような内容の見直しをさせていただきたいというふうに考えております。

## 〇委員長(小西秀延君) 岡村総務課長。

○総務課長(岡村幸男君) 難病の方の対応のことでございます。今の話であれば、おそらくいろいろな難病の方がいらっしゃって、その中でそれぞれいろいろな手続きがあるという中で、なかなか全て一元的に対応できているような窓口がないのだという、こういうお話かと思いますので、内容については理解できましたので、その辺については原課のほうともちょっと協議をさせていただいた中で、どのようなことができるかということは検討させていただきたいと思います。

# **〇委員長(小西秀延君)** 5番、吉田和子委員。

○委員(吉田和子君) 5番、吉田です。簡単に伺いたいと思います。P5ページの今後の課題の中で補助金の見直しに関する基本方針の中で、最後のほうに、本町を代表する白老牛肉まつりや港まつり、福祉関係団体に対する補助金については、現時点で再考するものと認識していますということなのですが、この28年度から事業費補助に転換していますね。そういったことで28年から実施したことで、そういう課題があったのかどうかということが1点と、それからプラン作成のときに補助金の見直しで、先ほど大黒財政課長がちょっとおっしゃいましたけども、補完的な代表的な役割を果たしている団体などに支出されている、その事業が効果的、効率的に行っているかどうか、交付対象事業公平性などの観点から見直す必要がありますということでプランをつくったのですね。そして基本方針をつくり、そして7分類に分け、そして分類ごとの見直しをして、今回その補助金のあり方について計画を立てたと思うのですが、今段階でこういう名前の挙がっているものを見直しをするのか、それともこの基本方針に基づいた7分類、分類ごとの見直しをもうちょっと幅を広げるとか、こういうふうに分けていくとか、

そのものを見直していくのか、どちらのお考えなのか、ちょっと伺いたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) まず1点目の、その補助金の見直しについて今回、今後の課題展望というところでの記載事項につきましては、28年からの事業費に変えたということだけではなくて、今回この補助金の基本方針をプランと同じ26年3月に策定して、これに基づいて2年間指導をしてきたという状況の中で、やはり実際のところは、それだけではこの補助金がなくなったからという一つの原因だけではないのですが、これがきっかけとしてやはり団体を廃止してしまったというようなことも実際ございまして、こうやって補助金を削ることが今後の町民サービス、町民活動に本当に資することなのかどうなのかという部分も考慮した中におきましては、やはり全てを見直すということではございませんが、やはり一部、その指標となる部分については見直す必要があるのではないかということで、今回につきましては福祉団体と、それからイベント補助のこの二つのお祭りについては再考するという考え方でございます。それで、今後その補助金全般を見直して全て支援していくとかというような拡大は基本的には考えてございません。ただ、その政策の中で、先ほど広地委員のほうからもありました、例えばということでの自主防災組織、そこに今後何らかの補助を出すという部分は、この補助金の基本方針ではなく、新たな政策展開の中で出てくるべきものというふうに考えてございます。

**〇委員長(小西秀延君**) 5番、吉田和子委員。

○委員(吉田和子君) 今、大黒財政課長がおっしゃったように、福祉団体とかというのはやはり使用料の減免とかの関係もあって補助金も削減されたということで、事業ができなくなってやめてしまう。いろいろな事情があってやめてしまうのですけれども、それで今回その福祉団体を再考するということなのですが、やはり基本的なルールはきちんと 7 分野にして分類ごとの見直しをしたようにきちんとしたものがないと、説明をしていくときに公平性の面できちんとその説明が相手に行き渡るというか、理解できるようにしていかないと、声の大きい団体にはしていくけれども、黙ってひそかにやめていく団体はそのまま終わっていくというような形にだけはならないような目配せをきちんと行政として、行政を補完しているものだとか、そういう事業の内容をしっかり検証しながら、本当に特に福祉団体のボランティアのあり方とか、福祉団体のあり方というのはいろいろな形がありますので、やはりある程度のルール化をしていかないと、考え方によっては全然違ってくる形もあると思いますので、そういったここに見直しの中でこういうきちんとしたものをつくっているということは、これに付随するかどうかというふうに検討できますので、そういったものが今後必要ではないかというふうに思います。

〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克己君)** すいません。この補助金の見直しの中の7分類ですとか、分類ご との見直しの内容という部分については、基本はこれで変える考えはございませんが、ただそ のプラスして、今、吉田委員がおっしゃられた福祉団体が今後活動できるような中身を付記し て、その辺の方針の見直しができないかというところを今ちょっと検討しているところでござ いますので、いずれにしましても、補助金がなくなったから団体ができなくなったということ は、できるだけ避けるような形での団体の育成に努めて資するような補助金のあり方にしてい きたいとは考えております。

○委員長(小西秀延君) ほか、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。
- **〇委員長(小西秀延君)** 以上で、補助金についての質疑は終了させていただきます。

公共下水道については、また時間を変えて行いたいと思います。

本日の会議はこの程度にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(小西秀延君)** 次回の特別委員会の開催ですが、10月6日10時からを皆様にご案内しております。出席方よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○委員長(小西秀延君) これをもって、本日の特別委員会は閉会いたします。

(午後2時30分)